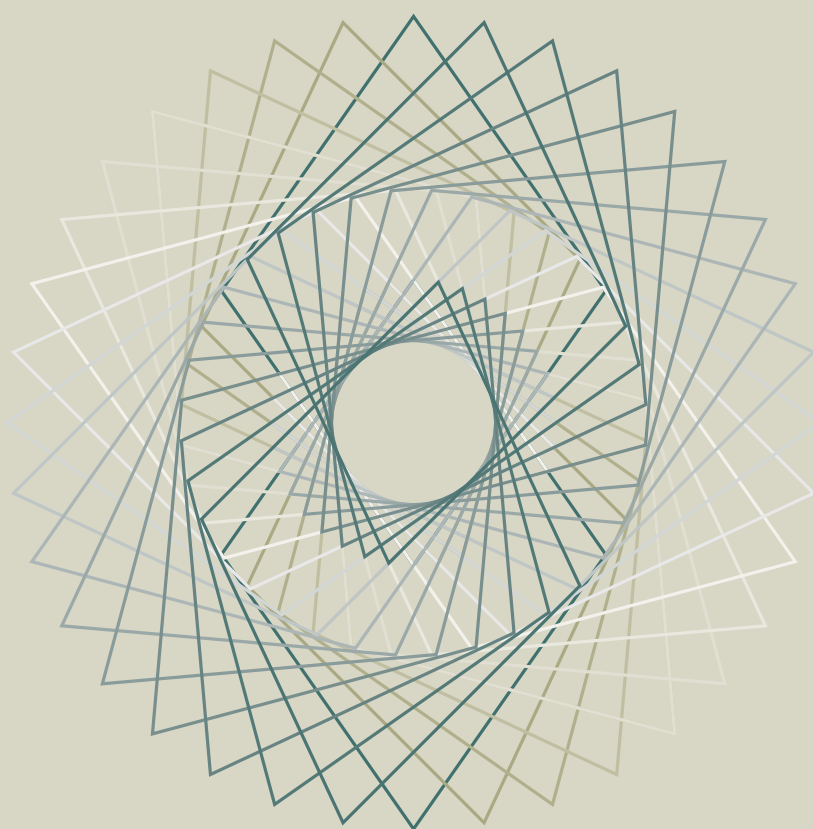


第4回改訂 厚生労働省編職業分類

利用の手引き



独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

第4回改訂 厚生労働省編職業分類

利用の手引き

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

労働政策研究・研修機構は、2008年に厚生労働省から職業分類の改訂に関する研究要請を受け、改訂作業を進めてきました。改訂案は本年3月に厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会に報告され、去る6月に新職業分類が公表されました。

この手引きは、新職業分類を利用する際の留意点などを簡潔にまとめた解説書です。本文の内容を理解するためには、職業分類の変遷や今回の改訂のポイントを予め知っておくことが役に立つと考えられますので、先ず職業分類の改訂の歴史を簡単に振り返ってみましょう。

厚生労働省の職業分類は、1953年に当時の労働省によって、公共職業安定所における職業指導・職業相談や職業紹介業務統計のための職業の基準として初めて作成され、以後50年以上にわたり職業安定行政で使用されています。その間、1965年、1986年、1999年にそれぞれ改訂が行われました。改訂は、いずれも社会経済情勢の変化にともなう職業の変化を分類項目に反映させることが中心になっていますが、項目の見直しだけに終始したわけではありません。

1965年の改訂では分類の枠組みが変わりました。1953年の職業分類は、アメリカ労働省のDOT（職業辞典）の体系にもとづいて作成されていましたが、1965年版職業分類では、職業紹介業務統計と各種統計調査の職業別結果との比較照合を容易にするため、大・中分類の体系と分類項目は行政管理庁（当時）の日本標準職業分類に準拠して設定されました。

1986年の改訂では細分類の階層化が導入されました。1965年版職業分類の細分類は、職務範囲が包含関係にある職業であっても、それぞれひとつの細分類項目として設定されていました。1986年版では職務の包含関係に着目して職務範囲の広い職業を集約項目として、その職業に含まれるものを特掲項目として整理し、上下二段の階層を持った細分類が設定されました。

このように厚生労働省の職業分類は、業務での使用、日本標準職業分類との整合性の確保、細分類の階層化を特徴としています。

2008年に着手した今回の改訂作業では、職業紹介業務に使用される職業分類として具備すべき要件は何かという視点から検討を行いました。分かりやすく、使いやすい職業分類、また習熟の容易な職業分類を作成するためにはさまざまな要件を満たす必要がありますが、その中で特に細分類のあり方を重視しました。職業紹介業務での使用を考えると、細分類項目のあり方が業務遂行の効率に影響するからです。細分類の見直しは次の視点に沿って進められました。

第一は、現実の職業と職業分類上の項目との対応を容易に判断できるようにすることです。集約・特掲項目の使用状況等を検討した結果、細分類の階層化を廃止して職務範囲のやや広い職業を設定することになりました。しかし、細分類の階層化を廃止し大きくくりの細分類項目を設けたところで、新項目の職務範囲が明確になっていなければ、現実の職業を職業分類

上の項目に位置づける際の問題は依然として残ります。

そこで、第二は細分類項目の内容を明らかにすることです。今回の改訂では細分類の項目に主な仕事やその他の関連情報を明記することになりました。これによって細分類に対する共通理解を形成するための基礎ができたものと考えられます。しかし、細分類の各項目の職務範囲が明確になったとしても、現実の職業と職業分類上の項目との距離は近いとは言い切れません。両者の間には名称の問題があるからです。

そこで、第三の視点は細分類に掲載される例示職業名を見直すことです。現実の職業はさまざまな名称で呼ばれており、職業名の多様性に対処することが求められています。これまでの例示職業名を整理するだけでなく、例示として掲載されていない職業名を広く収集することが重要であることは言うまでもありません。しかし、細分類に掲載する例示職業名の数を単に増やすだけの態度は厳に慎み、どこまでも職業紹介業務に必要なものという観点から職業名を厳選しています。

以上のように新職業分類はこれまでの分類の枠組みを維持しつつも、細分類をみると旧分類に比べて項目数だけではなく内容の面でも大きく変化しています。一方、2009年の日本標準職業分類の改訂では分類項目の大幅な変更がありました。大分類では旧項目を組み替えて4つの新項目が設定され、中分類でも相次いで新項目が設定されました。このような日本標準職業分類の大・中分類の改訂点は、新職業分類にもそのまま反映されています。この結果、新職業分類は大・中・細分類でそれぞれ大きく変わり、面目を一新することになりました。

このため本機構では、新職業分類の考え方や分類項目に関する情報を提供するための解説書を作成した次第です。この手引きは、新職業分類について知識を得るときだけではなく、職業分類に関する既存知識を確認するとき、職業分類番号の付与で迷うときなど職業紹介業務のさまざまな場面でも活用することができます。また、そうした使われ方を期待しています。

2011年8月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

目 次

第1章 新職業分類の特徴	1
第2章 大分類別分類項目の体系及び分類上の留意点	
A 管理的職業	7
B 専門的・技術的職業	9
C 事務的職業	17
D 販売の職業	23
E サービスの職業	28
F 保安の職業	33
G 農林漁業の職業	35
H 生産工程の職業	37
I 輸送・機械運転の職業	46
J 建設・採掘の職業	49
K 運搬・清掃・包装等の職業	52
第3章 細分類項目及び職業名索引	55
付属資料	
1. 大・中分類項目新旧対照表	59
2. 分類項目表	63

第1章

新職業分類の特徴

新職業分類（以下、新分類という。）には次の3つの特徴があります。

1. 基本の徹底

職務の違いによって職業を区分する視点を徹底しました。

2. 変化への対応

前回の改訂以降の職業の変化を反映しました。

3. 使いやすさの向上

- ①細分類の階層化を廃止し、項目を全面的に見直しました。
- ②細分類に内容説明を追加しました。
- ③例示職業名を全面的に見直しました。
- ④職業の決定原則を明確にしました。

1. 基本の徹底

仕事内容の違いを反映した大・中分類項目の再編

職業分類では、職務の類似性に着目して職業を区分することが基本になっています。しかし、旧職業分類（以下、旧分類という。）を見ると、産業の視点を重視した分類項目（大分類Hの「運輸・通信の職業」）や生産品目別の分類項目（大分類Iの亜大分類I-1「製造・制作の職業」に設けられている中分類）など職務の類似性以外の要素を基準にして設定されている分類項目があります。

今回の改訂では、職業分類の基本に立ち返り、財・サービスの種類や人の従事する産業にもとづいて区分されている大・中分類レベルの分類項目を全面的に見直しました。職務の違いによって職業を区分する視点に立ち、旧項目を組み替えることによって新項目を設定しています（付属資料1参照）。

2. 変化への対応

社会経済情勢の変化にともなう小分類項目の変化

旧分類は1999年に作成され、それ以後、今回の改訂までに12年が経過しています。この間、社会経済情勢の変化にともなう職業分野によっては仕事の様相が大きく変わっています。今回の改訂では、職業の経年変化を分類表に反映させるため、小分類レベルの項目を見直すとともに、新たな分類項目を追加しています。

(1)旧項目の見直しの例

情報処理の分野では、仕事の専門分化が進行し、また通信との融合も進んでいます。このような状況を考慮して、旧小分類（システムエンジニア）を廃止して、新たにシステムコンサルタント、ソフトウェア開発技術者、通信ネットワーク技術者など7つの小分類項目を設定しました。

(2)新項目の例

介護保険制度の定着、利用者の拡大にともなって介護保険請求事務の求人が増加しており、それらの求人を分類するために新たに小分類項目（介護事務員）を設定しました。

3. 使いやすさの向上

細分類の構造化の見直し

今回の改訂では、集約項目と特掲項目によって2段階に区分されている細分類の階層化を廃止しました。細分類は1986年の第2回改訂で階層構造が導入されましたが、職業の経年変化に対して、とりわけ特掲項目の適切さを維持することが難しいという問題を抱えていました。今回の改訂では、公共職業安定所における職業別求人・求職データによってこの点が一段と鮮明になったことから、細分類の階層化を廃止して、職務範囲のやや広い細分類職業を設定することになりました。その結果、細分類の項目数は2,167から892に大幅に減少しました。

細分類項目の見直し

細分類項目の見直しにあたっては、以下の3点を重視しています。

(1)職務の類似性

見直し項目の例：旧大分類C「事務的職業」に設定されている小売店のレジ業務とホテル・旅館のフロント業務の仕事は、その仕事の実態にあわせて、それぞれ新大分類D「販売の職業」、新大分類E「サービスの職業」に移設しました。

(2)社会経済情勢の変化

新設項目の例：ウェブデザイナー、介護支援専門員、DTPオペレーター、ハウスクリーニング作業員などの項目を新たに設定しました。

(3)公共職業安定所における求人・求職件数

見直し項目の例：コールセンターオペレーター、歯科助手、カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人、道路交通誘導員、玉掛作業員、ビル設備管理員、住宅水回り設備取付工、商品取集め作業員などの求人の多い職業を新たに設定しました。

細分類の内容説明

細分類は職業紹介業務で使用する分類項目です。旧細分類には項目名が表示されているだけで、現実の職業と細分類項目とを対応させる際の判断基準となる、仕事や作業内容は記述されていませんでした。今回の改訂では、細分類について共通理解を深めることができるように、すべての項目に仕事や作業内容を記述しただけではなく、その項目に含まれる仕事、含まれない仕事、類似・関連する仕事の情報も必要に応じて記述しています。

例示職業名の見直し

細分類項目にはそれぞれ該当する職業名が例示されています。旧分類に掲載されている例示職業名数は約 28,300 です。これらの例示職業名は、改訂のたびに新たな職業名が追加され、他方、採録された職業名の整理が十分ではなく、その結果、全体としてみると職業名が古いとの印象を拭えませんでした。このため今回の改訂では例示職業名を全面的に見直しました。可能な限り多方面から職業名を収集し、その中から職業紹介業務に必要な約 16,400 種の職業名を厳選して細分類に掲載しています。

職業の決定原則の明確化

職業紹介業務では求人・求職の申込受付にあたって仕事と職業分類上の項目とを一对一に対応させることが求められます。仕事が複数の項目に該当する場合の分類原則は旧分類にも明示されていましたが、それ以外の原則については記述がなく、分類の利用者に判断を委ねる形になっていました。今回の改訂では、共通認識にもとづいて業務を遂行することができるように、以下の4項目について原則を明確にしました。

(1)複合的職務

複合的職務とは、仕事内容が職業分類上の複数の分類項目に該当するものを指します。そのような職務は、従事する時間の最も長い仕事に対応する項目に分類します。

例) 求人職種：経理、仕事内容：伝票整理、決算、現金出納管理、消耗品・備品の発注・管理
→ 対応する分類項目：経理事務員、現金出納事務員、用度係事務員
→ 分類先：従事する時間の最も長い仕事に対応する項目（伝票整理や決算関係の仕事に従事する時間が最も長い場合には、経理事務員の項目に分類します。）

個別項目の内容説明では、複合的職務の分類原則に言及するとき、「主に～の仕事に従事するもの」という表現を使っています。これは従事する時間の長い仕事を「主に」という言葉で表したものです。また、「～にもつぱら従事するもの」という表現も使っていますが、これは特定の仕事にのみ従事することを強調するための表現であって、複合的職務の分類原則との関係で使用しているわけではありません。

旧分類では、建設機械やフォークリフトなど汎用的に用いられる機械の運転に従事する仕事はそれ以外の仕事に優先することを前提にして分類項目が設定されています。しかし、この点が原則として分類表に明記されていなかったため、たとえば、倉庫作業においてフォークリフトの運転とそれ以外の仕事の両方を含んだ求人職業分類番号を付与する際に混乱が生じていました。今回の改訂では、複数の分類項目に該当する職務はすべて複合的職務の分類原則にもとづいて分類することとしました。

(2)資格、免許

資格・免許と分類項目との関係は次のように整理しました。

- ①資格・免許を要件とする仕事であって、その資格・免許の名称をもって分類項目が設けられている場合には、有資格者だけを分類します。

例) ①求人職種：機能訓練指導員、要件：理学療法士等の免許

→ 分類先：大分類 B/中分類 14・15（細分類：144-01 理学療法士、145-01 作業療法士、146-01 言語聴覚士、153-01 柔道整復師など）

②求人職種：機能訓練補助、要件：不問、仕事内容：身体機能回復訓練の補助業務

→ 分類先：大分類 E/中分類 37（細分類：379-99 その他の保健医療サービスの職業）

- ②特定の資格・免許の名称をもって分類項目が設定されていない場合には、資格・免許の有無に関わりなく、仕事に即して分類します。

例) ①求人職種：経営コンサルタント、要件：中小企業診断士、各種認定コンサルタント等の資格

→ 分類先：大分類 B/中分類 18（細分類：189-01 経営コンサルタント）

②求人職種：経営コンサルタント、要件：不問、仕事内容：経営診断、経営改善指導等

→ 分類先：大分類 B/中分類 18（細分類：189-01 経営コンサルタント）

(3)見習、補助、助手

見習・補助・助手と分類項目との関係は次のように整理しました。

- ①見習・補助・助手の仕事であって、それに対応する分類項目が設定されている場合には、その項目に分類します。

例) ①求人職種：歯科助手

→ 分類先：大分類 E/中分類 37 (細分類：372-01 歯科助手)

②求人職種：美容師補助

→ 分類先：大分類 E/中分類 38 (細分類：389-97 理容師・美容師補助者)

③求人職種：とび工見習

→ 分類先：大分類 J/中分類 70 (細分類：702-98 とび工見習)

- ②見習・補助・助手の仕事に対応する分類項目が設定されていない場合には、資格・免許を要件とする仕事であるか否かによって以下のとおり分類します。

(a) 特定の資格・免許を要件とする仕事については、その見習・補助・助手と本務者を同一の項目に分類することはできないので、その仕事に即して分類します。

例) 求人職種：税理士補助、仕事内容：税理士補助業務（会計指導、決算指導）

→ 分類先：大分類 C/中分類 26 (細分類：263-01 経理事務員)

(b) 資格・免許を要件としない仕事については、見習・補助・助手の仕事が本務者の仕事に類似している場合には本務者と同一の分類項目に、本務者の仕事と異なる場合にはその仕事に即して対応する分類項目に分類します。

例) ①求人職種：経理補助、仕事内容：経理業務、請求業務など

→ 分類先：大分類 C/中分類 26 (細分類：263-01 経理事務員)

②求人職種：営業補助、仕事内容：不動産営業の補助

→ 分類先：大分類 D/中分類 34 (細分類：347-01 不動産営業員)

③求人職種：配送助手、仕事内容：事務用機器の搬入補助

→ 分類先：大分類 K/中分類 75 (細分類：753-01 運搬作業員)

(4)職場のリーダー

一般の従事者と同じ仕事に従事しながら、仕事の割り振りや仕事の仕方の指導などの管理・監督的な性質の仕事にも従事する職場のリーダーやスーパーバイザーは、管理職と一般従事者の中間の職務と言えます。そのような職務は一般従事者と同じ分類項目に分類します。

例) ①求人職種：介護サービス提供責任者、仕事内容：訪問介護計画書の作成、訪問介護、ヘルパーの指導・教育

→ 分類先：大分類 E/中分類 36（細分類：362-01 訪問介護員）

②求人職種：清掃業務リーダー、仕事内容：管理物件の清掃業務、清掃員の出勤管理、日報等の書類作成

→ 分類先：大分類 K/中分類 76（細分類：761-01 ビル・建物清掃員）

第2章

大分類別分類項目の体系及び 分類上の留意点

記述事項

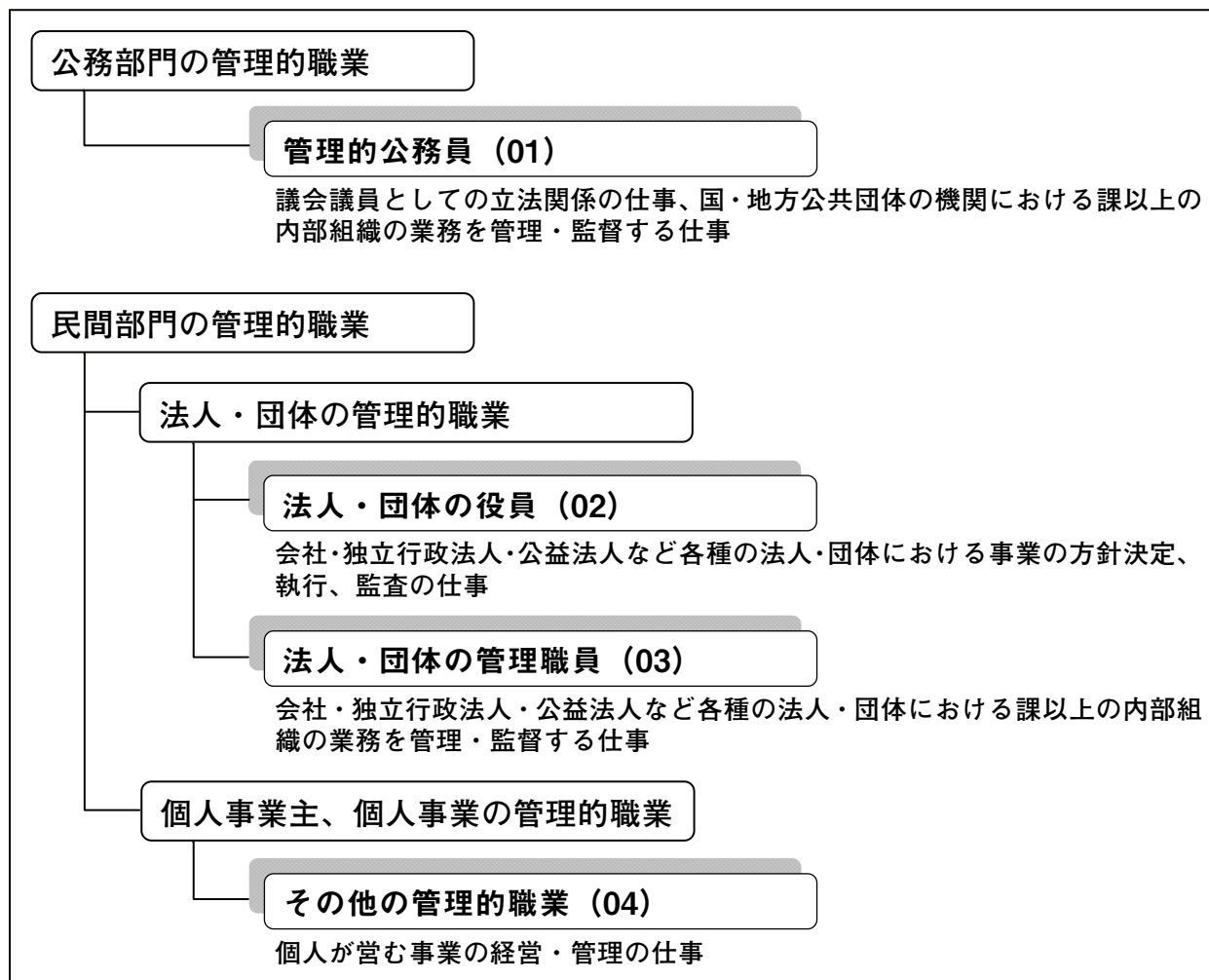
各大分類の冒頭の図は、当該大分類のもとに設定されている中分類項目とその主な仕事を示しています。括弧書きの数字は中分類の分類番号です。

〔総説〕は、大分類に含まれる職業の範囲や当該大分類のもとに設定されている中分類の構成などに関する解説です。

見出し番号2のもとには、中分類項目別に小分類の構成や分類上の留意点などを解説しています。3桁数字は小分類の分類番号です。

大分類 A 管理的職業

1. 大分類Aの構成及び主な仕事



〔総説〕

- ①この大分類には、事業経営の方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、業務の監督・統制など、経営体全般又は課以上の内部組織の経営・管理に関する仕事を分類します。
- ②分類項目は、先ず公務部門の管理的職業と民間部門の管理的職業とに大別され、民間部門の管理的職業は法人・団体の管理的職業（役員、課長級以上の管理職員）と個人事業主、個人事業の管理的職業に分かれています。

2. 大分類Aに含まれる主な職業及び分類上の留意点

01 管理的公務員

この項目には、議会議員（011-01）と国・地方公共団体の管理職公務員（011-02、011-03）を分類します。

02 法人・団体の役員

この項目には、会社の役員（021）と独立行政法人・公益法人等の役員（029）を分類します。

03 法人・団体の管理職員

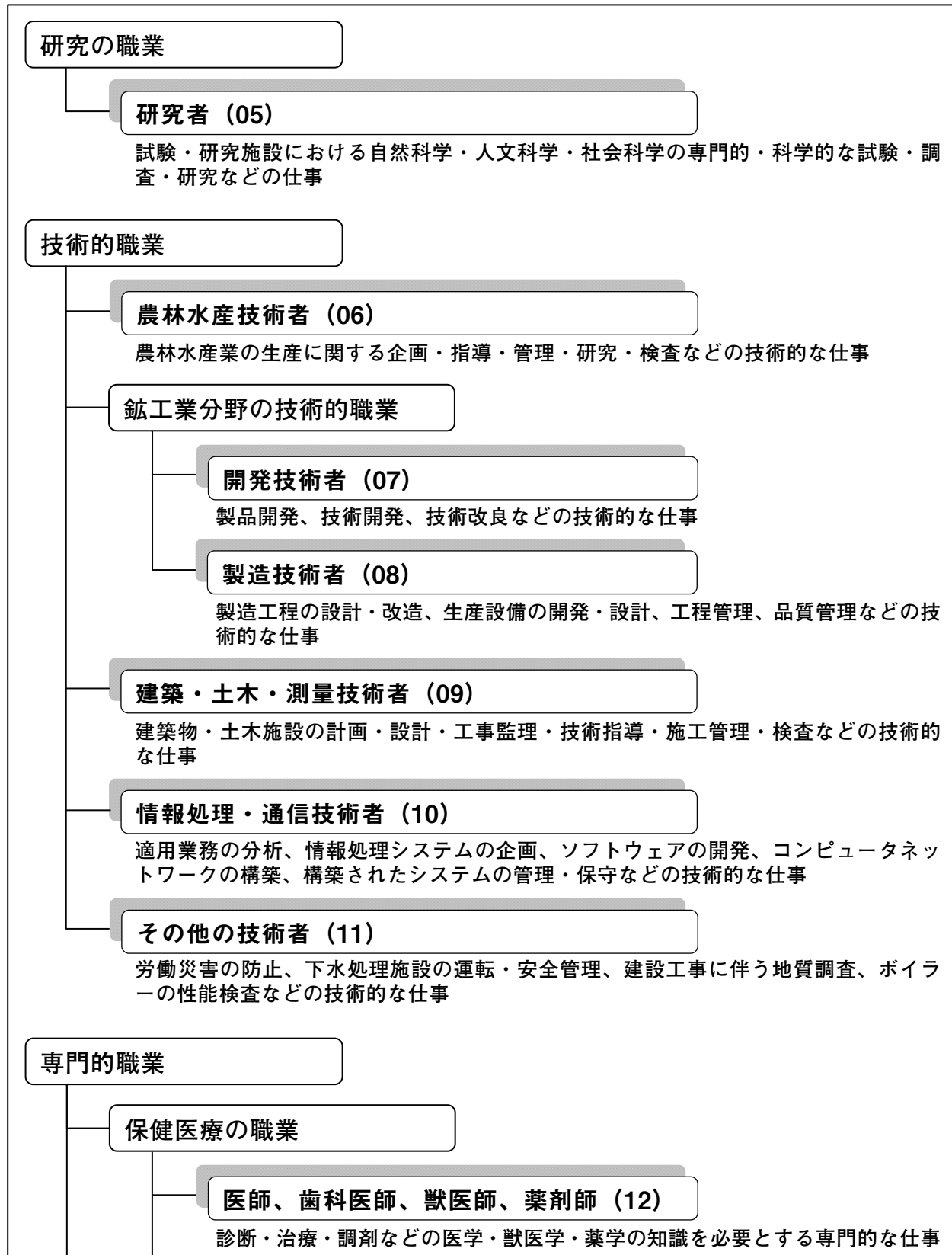
- ①この項目には会社の管理職(031)と独立行政法人・社会福祉施設・公益法人等の管理職(039)を分類します。
- ②複合的職務の分類原則は管理職にも適用されます。したがって管理的な仕事に加えて、一般の従事者と同じ仕事に従事するものは、従事する時間の長いほうの仕事をその職業とします。たとえば、営業課長として業務を管理・監督する仕事に従事しながら、一般の営業員と同様に営業活動に従事するものは、管理的な仕事に従事する時間のほうが長い場合には管理職に、営業の仕事に従事する時間のほうが長いものは営業員の項目にそれぞれ分類します。これと同様に、会社組織の小売店・飲食店の店長、社会福祉施設の施設長なども管理職の仕事と一般従事者の行う仕事の両方に従事する場合には、従事する時間の長いほうの仕事をその職業とします。
- ③店長候補などの管理職候補は、上述②と同様に、複合的職務の分類原則にもとづいて分類します。管理的な仕事に従事する時間のほうが長い場合には管理職に、一般従事者と同じ仕事に従事する時間のほうが長いものは一般従事者と同じ分類項目に分類します。

04 その他の管理的職業

この項目には、個人経営の事業所の経営者・管理者を分類します。

大分類 B 専門的・技術的職業

1. 大分類 B の構成及び主な仕事



保健師、助産師、看護師 (13)

保健指導、助産、傷病者に対する療養上の世話などの専門的な仕事

医療技術者 (14)

診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士

その他の保健医療の職業 (15)

給食管理、栄養指導、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術などの専門的な仕事

社会福祉の専門的職業 (16)

福祉事務所、児童相談所、障害者更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設、福祉団体などにおける調査・相談・援助・指導・保護・援護・育成・保育などの専門的な仕事

法務の職業 (17)

法律上の訴訟の裁判、刑事事件の公訴、訴訟事件等の裁判における依頼者の代理、産業財産権の出願の代理、会社等の登記の代理などの専門的な仕事

経営・金融・保険の専門的職業 (18)

公認会計士、税理士、社会保険労務士、金融・保険商品の開発、経営コンサルタント

教育の職業 (19)

学校、専修学校・各種学校、その他の教育施設における、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に関する専門的な仕事

宗教家 (20)

神道、仏教、キリスト教、その他の宗教の、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動

著述家、記者、編集者 (21)

文芸作品の創作、新聞・雑誌に掲載する記事の取材・原稿の執筆、新聞・図書等のための資料の収集・編集の仕事

美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 (22)

彫刻・絵画などの芸術作品の創作、工業的・商業的製品などの意匠の考案、写真の撮影、撮影機の操作などの仕事

音楽家、舞台芸術家 (23)

音楽・演劇などの芸術作品の創作、演奏・上演などの芸術作品の再現

その他の専門的職業 (24)

図書館資料の収集・分類、博物館資料の収集・展示、カウンセリング、技芸の個人教授、プロスポーツ競技、通信機器の操作などの専門的な仕事

〔総説〕

- ①この大分類には、高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事、保健医療、社会福祉、法務、経営、教育、宗教、著述、芸術などの専門的性質の仕事进行分类します。
- ②分類項目は、先ず研究者、技術者、専門職に大別され、技術者と専門的職業は技術分野・専門領域の違いにもとづいてそれぞれ項目が細分化されています。技術者は、技術分野別に農林水産、鉱工業、建設、情報処理・通信、その他の5項目に分かれ、更に鉱工業技術者は、製品の開発に従事する技術者と製品の製造に従事する技術者とに二分されています。一方、専門的職業は、保健医療・社会福祉など専門領域別に10項目に分かれています。このうち保健医療の職業は、免許・資格の種類別に4つの項目に分かれています。

2. 大分類Bに含まれる主な職業及び分類上の留意点

05 研究者

051 研究者

- ①研究開発の仕事は、中分類05「研究者」と中分類07「開発技術者」の両方の項目に該当します。このため職業分類上の位置づけを決定するときには、複合的職務の分類原則を適用して、研究の仕事に従事する時間のほうが長いものは研究の項目に、逆に製品開発・技術開発等の開発の仕事に従事する時間のほうが長いものは開発技術者の項目に分類します。
- ②化学分析の仕事は、化学研究者ではなく、分析化学技術者（087-02）に分類します。

06 農林水産技術者

061 農林水産技術者

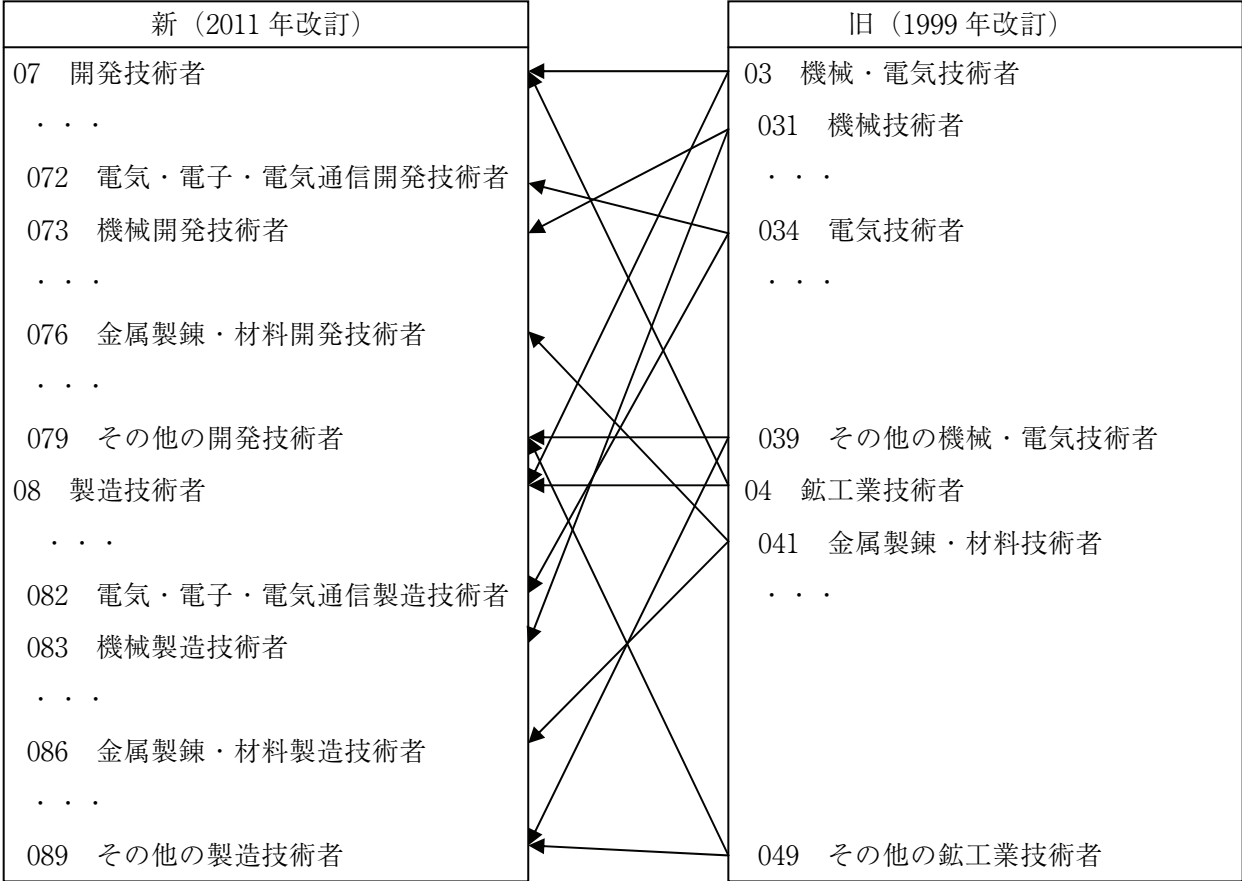
この項目には、農林水産業の生産に関する企画や技術指導などの仕事を分類します。生産物の商品化に従事する技術者は、この項目ではなく、製品開発・技術開発などの開発に関する技術者の場合には食品開発技術者（071）に、加工製品を製造するための工程の設計、生産設備の開発、品質管理などの製造に関する技術者の場合には食品製造技術者（081）にそれぞれ分類します。

07 開発技術者、08 製造技術者

- ①鉱工業分野の技術者は、旧分類では中分類、小分類ともに電気、機械などの技術分野別に項目が設定されています。新分類では、中分類には仕事の種類、小分類には技術分野の種

類を適用してそれぞれ分類項目を設定しています。まず、中分類では仕事の種類を基準にして開発技術者と製造技術者に区分し、それぞれの技術者は小分類では技術分野の種類にもとづいて項目を細分化しています。すなわち旧分類の小分類項目（031～049）を開発の仕事とそれ以外の仕事とに二分し、それぞれを開発技術者と製造技術者のもとに設定したものが、新分類の071～089の小分類項目です（下図参照）。

分類項目新旧対照概要図



- ②中分類 08 の製造技術者は、項目名に「製造」が付いていますが、必ずしも製品の製造工程に関わる技術者だけを区分するための項目ではありません。鉱工業技術者のうち開発関係の技術者を除く、すべての技術者がこの項目に該当します。たとえば機械技術者のうち設計、試験、評価、解析などの開発関連の仕事に従事するものは機械開発技術者（073）に、生産技術・工程管理など開発以外の仕事に従事するものはすべて機械製造技術者（083）に分類します。
- ③研究開発の仕事は、中分類 05「研究者」と中分類 07「開発技術者」の両方の項目に該当する可能性があります。職業分類上の位置づけを決定するときには、仕事内容を確認し、従事する時間の長いほうの仕事をその職業とします。
- ④小分類は技術分野の違いにもとづいて、開発技術者、製造技術者ともに 8 項目ずつに細分

化しています。開発技術者と製造技術者のもとに設定している小分類項目は、いずれも技術分野を共有する職業です。したがって、開発技術者のもと的小分類と製造技術者のもと的小分類をあわせると、特定の技術分野の技術者の全体像を把握することができます。たとえば、機械開発技術者（073）と機械製造技術者（083）をあわせたものが機械技術者になります。

- ⑤技術分野の区分は、日本標準産業分類における製造業の区分に類似していますが、それに準じているわけではありません。たとえば、職業分類上の機械技術者は、製造業のうち汎用機械製造業・生産用機械製造業・業務用機械製造業において開発・製造の仕事に従事する技術者が該当します。また、自動車製造業は輸送用機械器具製造業に含まれていますが、新分類では輸送用機器技術者の中から、自動車技術者だけを取り出して独立した項目として設定しています。

09 建築・土木・測量技術者

091 建築技術者、092 土木技術者

建設工事の現場監督（091-02 建築工事監督、092-02 土木工事監督）のうち工事の監督や施工管理の仕事に加えて一般従事者と同じ作業に従事するものは、施工管理技士等の資格の有無を考慮のうえ、複合的職務の分類原則にもとづいて分類します。

10 情報処理・通信技術者

この分野では仕事の専門分化が明確にみられることから、仕事別に分類項目を設定しています。このため、従来から使われている職業名（システムエンジニア）は、その仕事内容に応じて101～106のいずれかの小・細分類に分類します。

12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

13 保健師、助産師、看護師

14 医療技術者

15 その他の保健医療の職業

- ①中分類12～15の小・細分類は、いずれも資格・免許を要件とし、その名称をもって分類項目を設定しています。したがって資格・免許を要件としない仕事はこれらの項目には分類せず、その仕事内容に即して分類します。たとえば、以下のような仕事です。

(7) 眼科診療所等における視力検査の仕事であって、視能訓練士の資格を要件としないものは、その他の保健医療の職業（159-99）に分類します。

- (イ) 薬局・一般店舗における一般用医薬品の販売に関する仕事であって、薬剤師の資格を要件としないもの（ただし医薬品登録販売者の資格が要件となっているもの）は、大分類D（販売の職業）の医薬品登録販売者（323-08）に分類します。
- (ウ) 整体・カイロプラクティック・足裏マッサージ術などの仕事であって、あん摩マッサージ指圧師の免許を要件としないものは、大分類E（サービスの職業）のカイロプラクティック・アロマセラピー等従事人（429-03）に分類します。
- ②看護助手・歯科助手・リハビリ助手などの保健医療分野の補助・助手の仕事であって、中分類 12～15 の各分野における仕事の遂行に必要な資格を要件としないものは、大分類E（サービスの職業）の保健医療サービスの職業（37）のもとの該当する分類項目に分類します。

16 社会福祉の専門的職業

161 福祉相談・指導専門員、162 福祉施設指導専門員

- ①福祉相談・指導専門員（161）と福祉施設指導専門員（162）との違いは、一義的には仕事に従事する場所の違いです。前者は福祉に関する公共の相談機関における相談・援助・指導の仕事、他方、後者は民間の福祉施設における相談・援助・指導の仕事です。福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所等における相談・援助・指導の専門的な仕事（161-01、161-99）は161に、老人福祉施設（162-01）・障害者福祉施設（162-02）・児童福祉施設（162-03）における相談・援助・指導の専門的な仕事は162にそれぞれ分類します。
- ②老人福祉施設、障害者福祉施設において主に介護の仕事に従事する寮母・寮父は、福祉施設指導専門員（162）ではなく、大分類E（サービスの職業）の施設介護員（361）に分類します。
- ③社会福祉の分野では「ケースワーカー」の用語が多用される傾向にあります。このためケースワーカーの仕事が適切に分類されるように例示職業名には、ケースワーカーの名称に続く括弧の中に仕事に従事する場所を明記しています。ケースワーカーのうち福祉事務所や障害者更生相談所での仕事は161、病院での仕事は169に該当します。職業分類上の位置づけを決定する際には職業名だけではなく、仕事内容や勤務先などを確認することが重要です。

18 経営・金融・保険の専門的職業

181 公認会計士、182 税理士、183 社会保険労務士

181～183は、それぞれ公認会計士、税理士、社会保険労務士の資格を要件とし、その資格名をもって分類項目を設定しています。したがって資格所有者の仕事に類似する仕事であ

っても、資格を要件としないものは、その仕事内容に即して分類します。たとえば、税理士事務所における税務会計の仕事であっても、税理士の資格を要件としないものは経理事務員（263）に分類します。

184 金融・保険専門職

金融・保険分野の仕事は、専門的職業（大分類B）・事務の職業（大分類C）・販売の職業（大分類D）のいずれかに分類します。しかし、専門的職業とそれ以外の職業との違いは必ずしも明確に定義されているわけではありません。大分類Bには、大分類C・Dに分類される仕事に比べて高度の専門的知識や判断を必要とする仕事を位置づけています。ただし、為替のディーラーや株式のトレーダーのように専門的知識や高度の判断が求められる仕事であっても、仕事の性質が売買に類似しているものは、大分類Bではなく、大分類Dに位置づけています。

189 その他の経営・金融・保険の専門的職業

経営コンサルタント（189-01）は、資格を要件とする分類項目ではありません。資格の種類やその有無を問わず、経営相談や経営指導などの仕事に従事するものは、この項目に分類します。

19 教育の職業

教育の職業に設定されている分類項目は、学校教育法に定められた学校の種類を基本にしています。したがって同じ教育の仕事であっても、仕事に従事する場所が学校教育法に定められた学校に該当するか否かによって職業分類上の位置づけが異なります。たとえば、各種学校である学習塾の講師は各種学校教員（199-02）に該当しますが、各種学校として認定されていない学習塾の講師は、各種学校教員の項目ではなく、教科学習補習教師（244-01）に分類します。

23 音楽家、舞台芸術家

234 プロデューサー、演出家

プロデューサーやディレクターの名称はさまざまな分野で使われています。小分類234のプロデューサー（234-01）とディレクター（234-02）は、中分類23が舞台芸術やその関連領域の仕事进行分类する項目であることから、舞台や放送における制作・監督の仕事进行分类する項目として設定しています。したがって、イベント、広告、音楽CD、インターネットのホームページなどを企画・制作・監督する仕事は、この項目ではなく、その他の専門

的職業（249）に分類します。

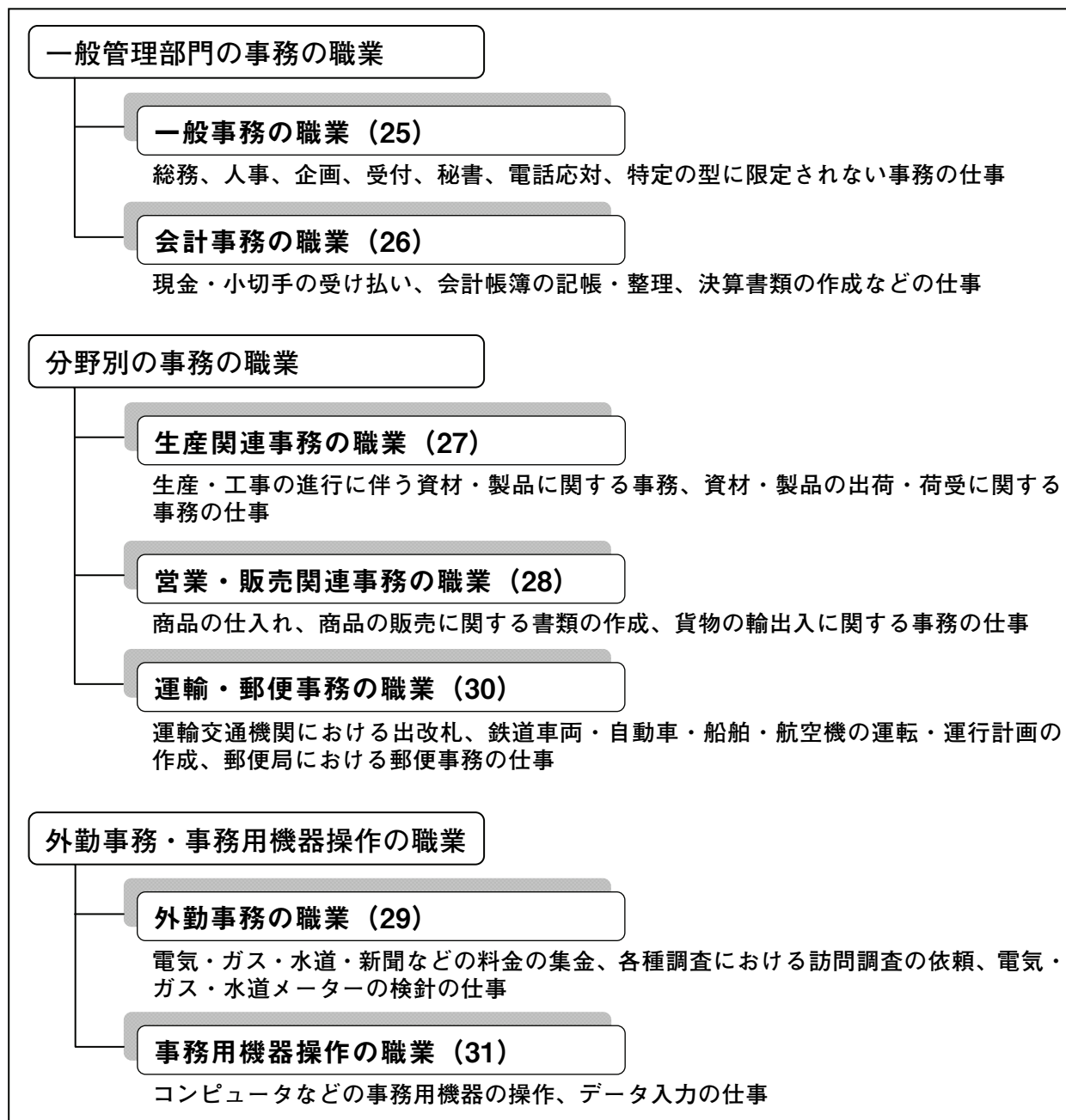
24 その他の専門的職業

243 カウンセラー

カウンセラーは、資格を要件とし、その名称をもって項目を設定しているわけではありません。臨床心理士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなどの資格の種類やその有無を問わず、カウンセリングの専門知識をもってカウンセリングの仕事に従事するものは、この項目に分類します。ただし、病院・社会福祉施設におけるカウンセリングの仕事は、それぞれ保健医療・社会福祉の仕事に該当するため、この項目ではなく、159-99（保健医療の雑分類項目）または 169-99（社会福祉の雑分類項目）に分類します。なお、243の細分類にはカウンセリングの対象者別に項目を設定しています。

大分類 C 事務的職業

1. 大分類Cの構成及び主な仕事



〔総説〕

- ①この大分類には、総務・人事・会計などの事務の仕事、生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務の仕事、外勤事務の仕事、事務用機器の操作の仕事を分類します。
- ②分類項目は、一般管理部門の事務の仕事、分野別の事務の仕事、外勤事務・事務用機器操作の仕事に大別できます。一般管理部門の事務の仕事は一般事務と会計事務の2項目に、分野別の事務の仕事は生産関連事務、営業・販売関連事務、運輸・郵便事務の3項目にそれぞれ分かれています。これ以外に、外勤事務の仕事と事務用機器の操作の仕事を分類項目として設定しています。

2. 大分類Cに含まれる主な職業及び分類上の留意点

25 一般事務の職業

253 企画・調査事務員

- ①調査の仕事は、その内容に応じて次の4つの項目のうちいずれかの項目に分類します。
 - (ア) 調査の企画や調査結果の分析の仕事 (253-03 調査事務員)
 - (イ) 実査の仕事のうち電話調査の仕事 (256-02 コールセンターオペレーター)
 - (ウ) 実査の仕事のうち訪問調査の仕事 (292-01 訪問調査員)
 - (エ) 訪問調査を除く外勤調査の仕事 (299-99 他に分類されない外勤事務の職業)
- ②調査の仕事のうち高度の専門性が求められるものは、この項目ではなく大分類Bに分類します。たとえば、特許調査(249-99 特許調査員(サーチャー))や株式の分析(184-01 証券アナリスト)などがそれに該当します。

254 受付・案内事務員

受付の仕事は、会社、病院、宿泊施設、娯楽場などに見られます。新分類では受付の仕事の位置づけを次のとおり整理し、旧分類ではこの項目に位置づけられている宿泊施設の受付の仕事は大分類Eに移動しました。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (ア) 会社・団体の受付の仕事 | (254-01 会社・団体受付係) |
| (イ) 病院の受付の仕事 | (258-01 医療事務員) |
| (ウ) 歯科診療所の受付の仕事 | (372-01 歯科助手) |
| (エ) ホテル・旅館の受付の仕事 | (404-01 旅館・ホテルフロント係) |
| (オ) 娯楽場の受付の仕事 | (406-02 娯楽場等接客係) |
| (カ) ゴルフ場の受付の仕事 | (406-04 スポーツ施設係) |

256 電話応接事務員

- ①旧分類では、電話を使用して行う仕事は大分類 C（事務的職業）と大分類 H（運輸・通信の職業）に分かれて分類項目が設定されています。しかし、新分類で大分類 H が廃止されたことから、電話応接事務員の項目を設定して、電話を使用して行う仕事はすべてこの項目に分類することになりました。
- ②電話応接事務員は、電話を使って行う仕事を分類する項目です。したがって電話以外の通信手段を使用して行う仕事はこの項目には該当しません。たとえば、通信販売の注文受付を電話で行う仕事はコールセンターオペレーターの項目（256-02）に該当しますが、コンピュータを使用してインターネット経由で注文を受け付ける仕事は、この項目ではなく、その他の一般事務の職業（259-99）に分類します。

257 総合事務員

一般事務と呼ばれる仕事は、特定の、あるいは一定範囲内の事務の仕事というより、事務全般に関わるさまざまな仕事を含んでいます。このため仕事内容は企業によって大きく異なります。求人・求職件数の多いことが特徴です。旧分類の項目名は「一般事務員」でしたが、この名称は新中分類 25 の項目名「一般事務の職業」と重複することから、新分類では名称を「総合事務員」に変更しました。

258 医療・介護事務員

病床数の多い病院では病棟に事務職員を置くようになってきました。これらの事務職員はクラークなどと呼ばれています。この仕事は、医療事務員（258-01）に該当します。

26 会計事務の職業

261 現金出納事務員

旧分類では、レジ係の仕事は現金出納に携わることが重視されて、この項目に位置づけられています。しかし新分類では、仕事の目的が販売とその代金の精算にある点を重視して販売の職業に移動しました（323-01 レジ係）。

262 銀行等窓口事務員

新分類では、銀行等における仕事を次の5つに大別して、それぞれに対応する分類項目を設定しています。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (ア) 金融商品の開発などの専門的性質の仕事 | (184-01 金融・保険専門職) |
| (イ) 現金等の受け払いの仕事 | (262-01 銀行等窓口事務員) |
| (ウ) 貸付調査、融資などの仕事 | (281-05 金融・保険事務員) |

- (イ) 為替ディーラーなどの金融の仲立ちの仕事 (333-02 金融仲立人)
- (オ) 預金の勧誘などの営業の仕事 (346-01 銀行等渉外係)

263 経理事務員

この項目は、会計経理部門の業務として一般に認識されている仕事のうち伝票処理から決算までの一連の仕事を取り出したものです。現金の出納管理の仕事は 261 の現金出納事務員に、予算の編成、物品の購入・管理の仕事は 269 のその他の会計事務の職業にそれぞれ分類します。

27 生産関連事務の職業

271 生産現場事務員

新分類では、企業活動に必要な原材料、部品、商品、消耗品、備品などを購入する仕事は、購入品の種類別に3つに分けて、それぞれに対応する分類項目を設定しています。

- (7) 生産現場において生産に必要な原材料・部品等を調達する仕事 (271)
- (イ) 販売するための商品を仕入れる仕事
 - 仕入先を訪問して仕入れる仕事 (327-01 商品仕入営業員)
 - 電話等の通信手段を使って仕入れる仕事 (281-01 仕入係事務員)
- (ウ) 文房具等の消耗品、事務用品等の備品を調達する仕事 (269-02 用度係事務員)

272 出荷・受荷係事務員

倉庫事務や物流事務の仕事は、資材・製品等の受け入れ・検品・保管・管理・出荷など小分類 272 の複数の細分類に該当する仕事を含んでいます。そのためこれらの仕事には例外的に末尾が「00 (ゼロゼロ)」の分類番号 (272-00) を付与して、この項目に分類します。

28 営業・販売関連事務の職業

281 営業・販売事務員

- ①商品仕入れの仕事 (281-01) については [271] の解説を参照してください。
- ②新分類では、大分類に販売の職業 (大分類 D) を設けて、その中分類・小分類に商品別、販売形態別の分類項目を設定しています。しかし、顧客の好みに応じて商品・サービスを調整して提供・販売する形態の仕事は、それらの中分類・小分類には該当せず、販売係事務員 (281-02) に分類します。その代表的なものは、旅行・宴会・結婚式などの相談・販売の仕事です。
- ③新分類では、生命保険・損害保険に関する仕事を次の6つに大別して、それぞれに対応す

る分類項目を設定しています。

- (7) 保険の数理業務や保険商品の開発などの高度に専門的性質の仕事 (184 金融・保険専門職)
- (4) 事故・損害の受付の仕事 (256-02 コールセンターオペレーター)
- (ウ) 損害の査定・保険金の支払いなどの事務手続きの仕事 (281-05 金融・保険事務員)
- (エ) 保険代理店主としての保険契約の締結などの仕事 (332-01 保険代理人)
- (オ) 保険の仲立ちの仕事 (332-02 保険仲立人)
- (カ) 保険の募集の仕事 (346-03 保険営業員)

289 その他の営業・販売関連事務の職業

労働者派遣事業所のコーディネーターの仕事と民間職業紹介事業所のコンサルタントの仕事は、どちらも人と職業とのマッチングに従事するという点で類似していますが、新分類上の位置づけは異なります。コンサルタントの仕事は、求人企業・求職者に対するサービスの意味合いが強い点を重視して大分類 D のサービスの職業 (429-99 他に分類されないその他のサービスの職業) に分類しています。他方、コーディネーターの仕事は、受注業務に対して労働者を派遣する点を重視してこの項目 (289) に位置づけています。

29 外勤事務の職業

292 訪問調査員

調査員の仕事については〔253〕の解説を参照してください。

30 運輸・郵便事務の職業

302 運行管理事務員

タクシーの配車オペレーターの仕事は、無線従事者の資格が必要であること、無線設備を操作して通信を行うことの2つの点で無線通信員 (246-01) の仕事と共通しています。しかし、この仕事はタクシーの運行管理を目的にして行われることから、仕事の遂行に必要な技術・資格の類似性よりも仕事の目的を重視して、無線通信員ではなく、旅客自動車運行管理事務員 (302-03) に分類します。

31 事務用機器操作の職業

311 パーソナルコンピュータ操作員

パーソナルコンピュータを操作して行う仕事は、電話を使用して行う仕事 (256 電話応接

事務員)とは異なり、仕事に従事するときに使用する道具や設備を基準にして分類項目を設定しているわけではありません。仕事の目的別に次の3つの分類項目を設定しています。

(7) 上司などの指示にもとづいてパーソナルコンピュータを操作して文書などを作成する仕事 (311)

(イ) パーソナルコンピュータ上で作動するDTPソフトウェアを使用して印刷用の電子データを作成する仕事 (563-01 DTPオペレーター)

(ウ) パーソナルコンピュータ上で作動するCADソフトウェアを使用して各種の図面を作成する仕事

643-01 CADオペレーター (建築製図)
643-02 CADオペレーター (機械製図)
643-03 CADオペレーター (電気・電子製図)
644-01 アパレルCADオペレーター

大分類D 販売の職業

1. 大分類Dの構成及び主な仕事

商品販売の職業 (32)

有体的商品の仕入れ・販売の仕事

販売類似の職業 (33)

店舗における、他人の間に立った売買の取り次ぎ・あっ旋、他人のための売買の代理、不動産・有価証券の売買、保険・金融の仲立ちの仕事

営業の職業 (34)

他人を訪問して行う、有体的商品・製造に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結、有価証券・不動産の売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結、保険の募集などの仕事

〔総説〕

- ①この大分類には、有体的商品の仕入れ・販売、不動産・有価証券の売買、売買の仲介・取り次ぎ・代理、保険の代理・仲立ち、商品・不動産・有価証券・保険などの営業の仕事を分類します。
- ②分類項目は、販売の対象（商品の販売とそれ以外のもの）と販売の形態（店舗での販売と営業の仕事）の2つの基準にもとづいて、商品販売の職業（店舗における商品販売の仕事）、販売類似の職業（店舗における商品以外のものの販売の仕事）、営業の職業（他人を訪問して商品などを販売する仕事）に分かれています。
- ③営業の職業は、旧分類の商品販売外交員、保険募集人、不動産仲介・売買人、有価証券売買・仲立人、サービス外交員の項目を統合し、その中から店舗外で行われる営業の仕事だけを抜き出したものです。分類項目は営業対象の商品・サービス別に設定しています。
- ④この大分類には必ずしもすべての販売の仕事が含まれるわけではありません。販売の仕事のうち、顧客の嗜好等に応じて商品・サービスを調整して提供・販売する形態のものは、この大分類ではなく、事務の職業（281-02 販売係事務員）に位置づけています。

2. 大分類Dに含まれる主な職業及び分類上の留意点

32 商品販売の職業

①この中分類の項目名になっている「商品」とは有体的商品を指します。したがって、商品券、前売り券、鉄道乗車券、航空券など券面記載事項の給付を約するものを販売する仕事は、この項目ではなく、販売類似の職業に分類します（339 その他の販売類似の職業）。

②商品販売の仕事は、販売形態を基準にすると次の3つに大別できます。

(7) 店舗における販売の仕事（移動店舗、移動販売を含む）（中分類 32）

(i) 他人を訪問して販売する仕事

訪問販売の仕事（中分類 32）

訪問販売を除く営業の仕事（中分類 34）

(ウ) 電話による勧誘・販売の仕事（256-03 テレフォンアポインター）

321 小売店主・店長、322 卸売店主・店長

①店長は、主に経営・管理の仕事に従事するものと主に販売の仕事に従事するものに分けることができます。この項目に分類されるのは主に販売の仕事に従事する店長です。主に経営・管理の仕事に従事する店長は大分類Aの管理的職業に分類します。

②店長候補の分類先については、中分類 03 の解説③を参照してください。

323 小売店販売員

①古物（いわゆる中古品）の査定・買い入れ・販売の仕事は、古物を販売する店舗の種類及び古物の種類を基準にすると次の3つに大別できます。

(7) 古物商の店舗における中古の有体的商品の査定・買い入れ・販売の仕事

（323 の細分類のうち中古品の種類に対応する分類項目）

(i) 古物商の店舗における商品券・乗車券などの金券類の買い入れ・販売の仕事

（339-99 他に分類されない販売類似の職業）

(ウ) 質屋における中古の宝飾品類の査定・買い入れ・販売の仕事

（334-01 質屋店員）

なお、主に査定・買い入れの仕事に従事するものは、販売の職業ではなく、事務の職業に分類します（289-99 その他の営業・販売関連事務の職業）。

②小分類 323 は、店舗別・取扱商品別に細分類項目を設定しています。このふたつの基準が両立するときには、店舗（勤務場所）ではなく、取扱商品を優先して分類します。たとえば、デパートに出店している衣料品販売会社の販売コーナーで販売の仕事に従事するものは、百貨店・スーパーマーケット販売店員（323-02）ではなく、衣服・身の回り品販売店

員（323-04）に分類します。

325 商品訪問・移動販売員

商品訪問販売員（325-01）とは、特定の商品を携行して他人を訪問し、その商品を販売する仕事に従事するものをいいます。この仕事の中分類 34 の営業の職業ではなく、中分類 32 の商品販売の職業に位置づけられているのは、店舗における商品販売の仕事を拡張したものと考えられるからです。商品訪問販売員と営業員との分界は、販売する商品を携行しているかどうかです。商品を携行して他人を訪問し、販売活動を行うものが商品訪問販売員、一般に商品を携行せず他人を訪問し、販売に関する取引上の勧誘・交渉を行うものが中分類 34 の営業員です。営業員の範囲については、中分類 34 の解説③を参照してください。

327 商品仕入営業員

①商品販売の仕事は、商品の流れを基準にすると、まず製造事業者や卸売事業者から販売する商品を仕入れる仕事があり、次に仕入れた商品を販売する仕事になります。しかし、中分類 32 の小分類の配列はその逆になっています。これは販売という仕事の種類を基準にして項目を配列しているため、販売の仕事が先に、仕入れの仕事が最後に配置されることになったものです。

②新分類では、販売する商品を仕入れる仕事を 3 種類に分け、それぞれに対応する分類項目を設定しています。

(7) 内勤の仕入れの仕事（281-01 仕入係事務員）

電話などの通信手段を使って卸売店や製造事業者などと取引条件を交渉し、商品を仕入れる仕事が該当します。

(4) 外勤の仕入れの仕事（327-01 商品仕入営業員）

商品の仕入先を訪問し、取引条件を交渉して商品を仕入れる仕事が該当します。

(ウ) 中古品の買い入れによる仕入れの仕事（289-99 その他の営業・販売関連事務の職業）
店舗に来店する客から中古品を買い入れる仕事が該当します。

33 販売類似の職業

①この中分類は、不動産・保険・有価証券など有体的商品以外のものを販売する仕事を分類するための項目です。

②不動産・有価証券の売買、売買の取り次ぎ、保険の募集の仕事は、店舗での仕事と営業の仕事とに分けられます。このうちこの項目に分類されるものは、店舗における売買・仲介などの仕事です。

333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人

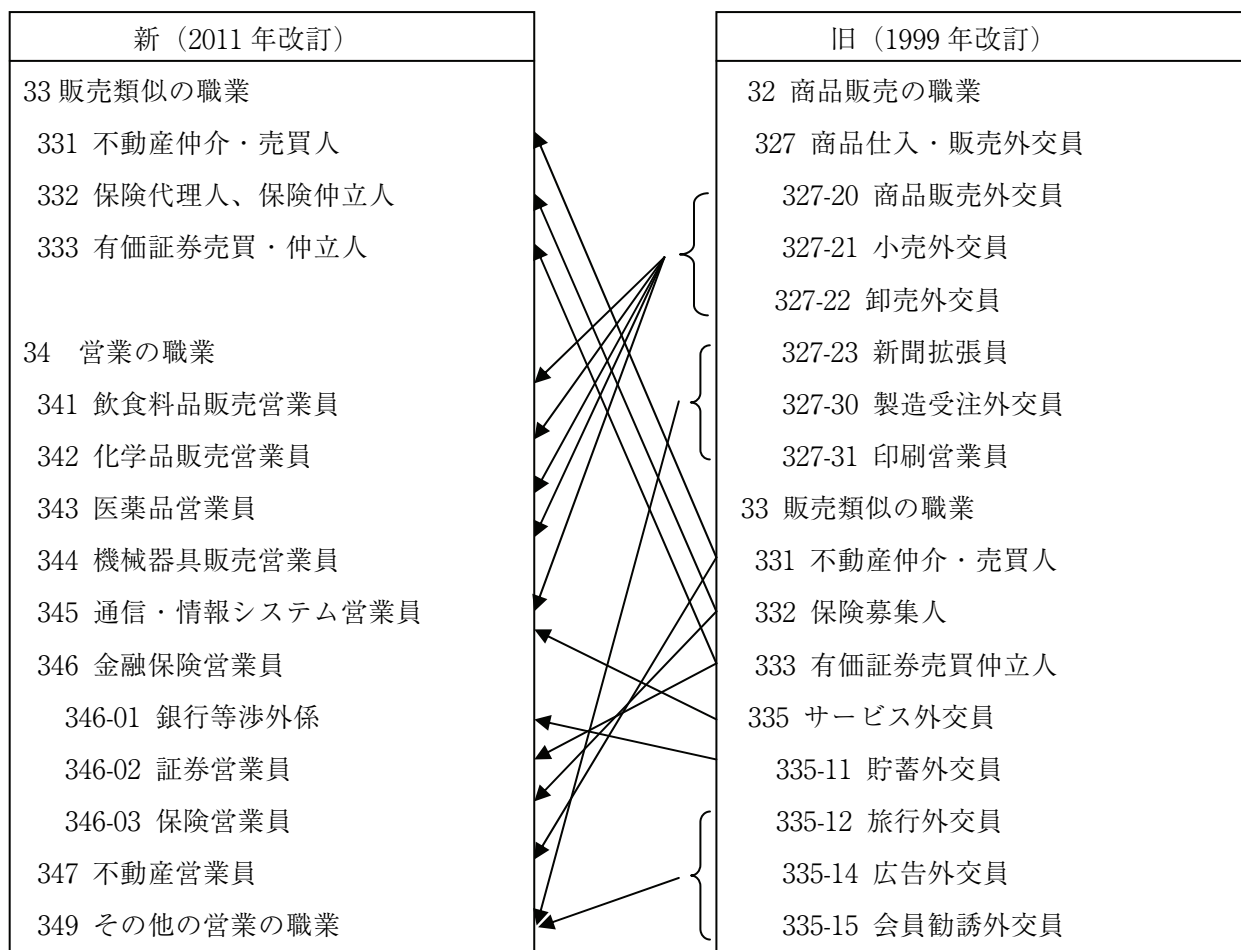
新分類では、有価証券に関する仕事を次の4つに大別して、それぞれに対応する分類項目を設定しています。

- (7) 株式の投資価値の分析・評価などを行う高度に専門的性質の仕事
(184-01 金融・保険専門職)
- (i) 有価証券の売買に関する事務の仕事 (281-05 金融・保険事務員)
- (v) 店舗における有価証券の売買などの仕事 (333-01 有価証券売買・仲立人)
- (r) 有価証券の売買などの営業の仕事 (346-02 証券営業員)

34 営業の職業

①新分類では営業の職業を中分類に設定しています。その小・細分類項目は、旧分類の中分類32と33に設定されている小・細分類項目の中から営業の仕事だけを抜き出し、それらの仕事を営業対象の商品・サービスの種類別に分けて配列したものです（下図参照）。

分類項目新旧対照概要図



②営業職の項目は、営業方法（ルート営業、戸別訪問）や営業対象（法人、個人）などを基準にして細分化することもできます。新分類では、営業の仕事を直感的に分類できること、共通理解が成立している名称を使用していること、雑分類項目に該当する仕事が相対的に少なくなると考えられることなどを考慮して、取扱商品・サービスの種類別に項目を設定しています。

③新分類では営業という言葉を、「他人を訪問して、販売に関する取引上の勧誘・交渉などを行う仕事」に限定して使用しています。したがって、一般には営業と見なされる仕事であっても、以下の仕事は中分類 34 には位置づけていません（括弧内の分類番号がその仕事の本来の所属先です）。

(7) 電話を使用して商品の販売やサービスの提供に関する取引上の勧誘を行う仕事

(256-03 テレフォンアポインター)

(イ) 商品を携行して他人を訪問し、当該商品を販売する仕事

(325-01 商品訪問販売員)

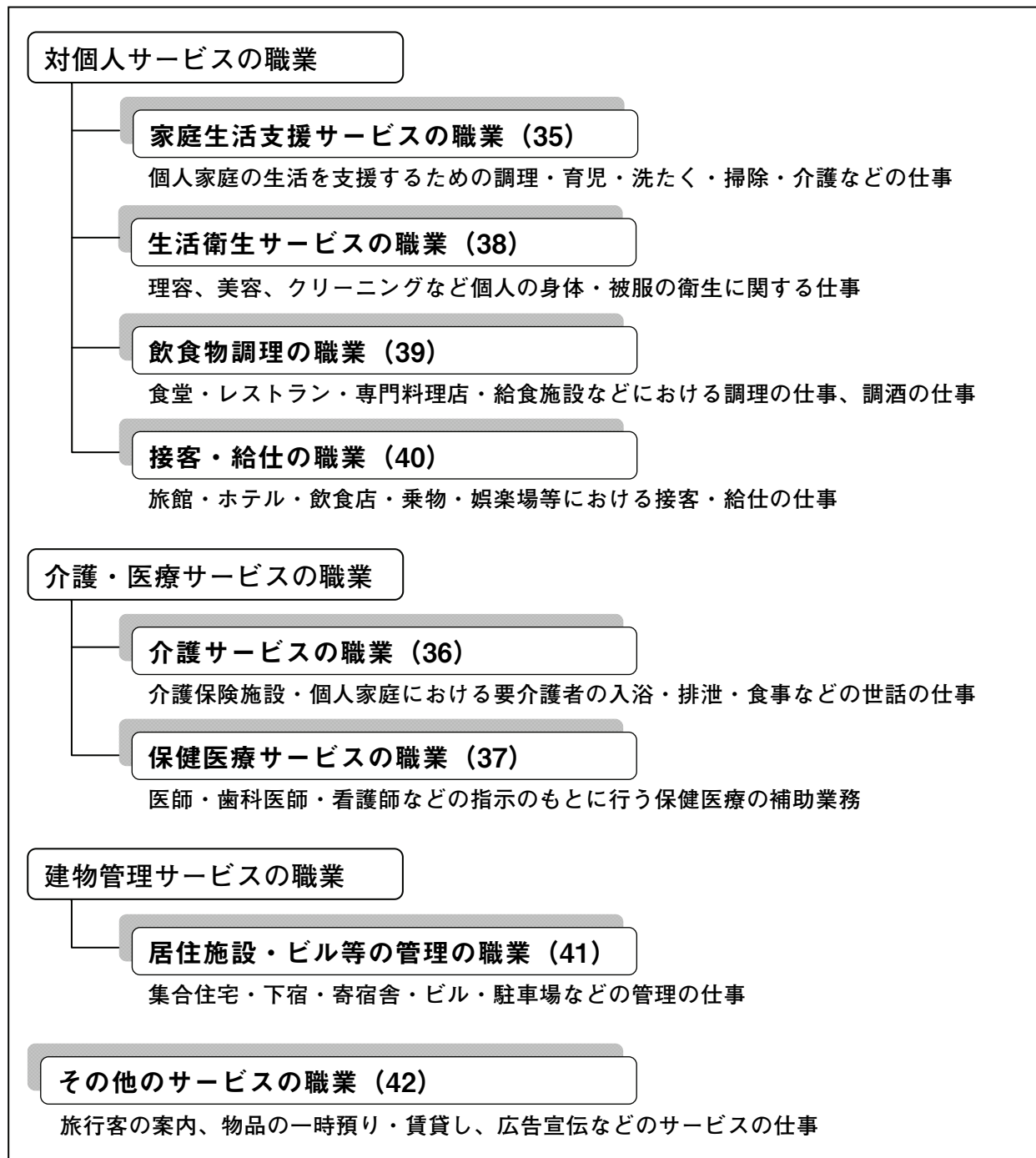
(ウ) 広告チラシを配布する仕事

(424-02 チラシ配布員)

④自動販売機商品補充員（755-04）の仕事のように、仕事の一部に営業的な要素を含んでいるものは、この項目ではなく、主な仕事に対応する分類項目に分類します（755 の解説②参照）。

大分類E サービスの職業

1. 大分類Eの構成及び主な仕事



〔総説〕

- ①この大分類には、個人家庭における家事の支援、個人の身体・被服の衛生、飲食物の調理、接客・給仕、介護、保健医療の補助業務、居住施設・ビルの管理などのサービスの仕事を分類します。
- ②分類項目は、対個人サービスの職業、介護・医療サービスの職業、建物管理サービスの職業、その他のサービスの職業に大別できます。更に対個人サービスの職業は、家庭生活支援サービスの職業、生活衛生サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業の4項目に、介護・医療サービスの職業は介護サービスの職業と保健医療サービスの職業の2項目に、それぞれ分かれています。

2. 大分類Eに含まれる主な職業及び分類上の留意点

35 家庭生活支援サービスの職業

351 家政婦（夫）、家事手伝い

- ①この項目には、個人家庭の生活を支援するための調理・育児・洗たく・掃除・介護などの仕事に従事するものを分類します。しかし、個人の家庭で行われる仕事に従事するものが必ずしもすべてこの項目に該当するわけではありません。たとえば、ハウスクリーニングの仕事に従事するものは大分類Kの清掃の職業に含まれるため、この項目ではなく、ハウスクリーニング作業員（762-01）に分類します。
- ②在宅介護の仕事に従事するものは、ホームヘルパーと家政婦です。ホームヘルパーの仕事は介護保険制度のもとで行われる介護の仕事として位置づけられているので、訪問介護員（362-01）に分類します。一方、家政婦の仕事は介護保険制度のもとで行われる介護の仕事ではないので、この項目に分類します。

36 介護サービスの職業

361 施設介護員、362 訪問介護職

- ①小分類361及び362は、介護保険制度のもとで行われる介護の仕事に従事するものを分類する項目です。介護サービス提供責任者（訪問介護サービスの管理の仕事に従事するもの）はこの項目に含まれますが、介護サービス計画を作成する仕事に従事するもの（169-01 介護支援専門員）や介護報酬の請求事務の仕事に従事するもの（258-02 介護事務員）は含まれません。
- ②介護保険制度のもとでの介護の仕事は、老人福祉施設などの施設と個人家庭で行われます。施設介護員（361）は前者に、訪問介護職（362）は後者に対応する分類項目です。したが

って、介護の仕事に従事するものは、その仕事に従事する場所によって分類する項目が異なります。たとえば、入浴介助の仕事に従事するものは、施設で行う場合は施設介護員（361-01）に、個人家庭で行う場合は訪問入浴介助員（362-02）にそれぞれ分類します。

- ③老人福祉施設などの施設における介護助手は、施設の介護職員と同一の項目（361-01 施設介護員）に分類します。

37 保健医療サービスの職業

この中分類には、保健医療の専門的職業従事者（大分類Bの中分類12～15、医師・歯科医師・獣医師・看護師・准看護師など）の指示のもとに、治療処置の準備、医療器具の洗浄・消毒などの補助業務に従事するものがすべて含まれます。看護助手、歯科助手のほか、獣医師の指示のもとに、病気・怪我をした動物の診療を補助する動物看護師（379-01 動物病院助手）などが該当します。

38 生活衛生サービスの職業

381 理容師、382 美容師、389 その他の生活衛生サービスの職業

- ①理容師・美容師の補助者は、理容・美容の本質的作業（散髪、顔そりなど）に従事することができません。仕事の内容が本務者である理容師・美容師と異なることから、小分類381又は382ではなく、中分類38の雑分類項目（389-97 理容師・美容師補助者）に分類します。
- ②美容室の受付の仕事に従事するもの（美容師であるものを除く）は、大分類C（事務的職業）の他に分類されない受付・案内事務員（254-99）に該当しますが、美容の補助業務のかたわら受付の仕事に従事するものは、理容師・美容師補助者（389-97）に分類します。

39 飲食物調理の職業

391 調理人

- ①調理の仕事は料理の種類別に分類項目を設定しています。ファミリーレストランや居酒屋などにおいて、料理の種類を問わずに調理する仕事に従事するものは、雑分類項目（391-99 他に分類されない調理人）に分類します。
- ②料理をつくる仕事は、他人の求めに応じて調理する仕事と、特定されない一般消費者を対象に調理する仕事に分かれます。小分類391は前者に該当します。したがって、レストラン・料理店・飲食店において調理の仕事に従事するものだけでなく、持ち帰り弁当屋において来店客の注文に応じて弁当を調理する仕事に従事するもの（391-99 他に分類されない

調理人)も含まれます。食品工場において、特定されない一般消費者向けの弁当を調理する作業に従事するものは、この項目ではなく、大分類H(生産工程の職業)の弁当・惣菜類製造工(554-01)に分類します。

- ③パティシエは、レストランにおいてデザート菓子をつくるものと、洋菓子店や菓子工場において洋生菓子をつくるものに分かれます。前者は他人の求めに応じて菓子をつくるため、この項目の西洋料理調理人(391-03)に、後者は不特定の一般消費者を対象に菓子をつくるため、大分類Hの洋生菓子製造工(545-02)に分類します。
- ④レストラン・料理店・飲食店などにおいて、もっぱら皿洗いの仕事に従事するものは、食堂作業員(782-06)に分類します。しかし、食材の洗浄・切り込みなどの調理補助の仕事の一部として皿洗いに従事するものは調理補助者(391-97)に、調理人の見習いであって皿洗いに従事するものは、調理人見習(391-98)に分類します。

40 接客・給仕の職業

401 飲食店主・店長、402 旅館・ホテル支配人

- ①小分類401及び402に分類されるのは、飲食店・旅館・ホテルの店長・支配人のうち、主に接客の仕事に従事するものです。主に管理的な仕事に従事するものは、大分類Aの管理的職業に分類します。
- ②店長候補、支配人候補などの管理職候補の分類先については、中分類03の解説③を参照してください。

403 飲食物給仕係

- ①配ぜん人(403-01)には、主に旅館・ホテルの宴会場、結婚式の披露宴会場において、食卓の準備をしたり、給仕を行ったりするものを分類します。ウエイター、ウエイトレスという名称であっても、この仕事に従事するものは、ウエイター・ウエイトレス(飲食店ホール係)ではなく、配ぜん人(403-01)に分類します。
- ②ウエイター・ウエイトレス(飲食店ホール係)(403-02)には、レストランなどの飲食店において、注文取り、給仕などの仕事を行うものを分類します。求人職種名としては、ホール係(ホールスタッフ)、フロア係(フロアスタッフ)も広く使われています。
- ③ファーストフード店の店員は、その仕事の種類によって職業分類上の位置づけが異なります。牛丼店などでカウンター越しに飲食物を客に給仕する仕事に従事するものはこの項目に含まれますが(403-02 ウエイター・ウエイトレス(飲食店ホール係))、ハンバーガーショップやコーヒーチェーン店などセルフサービス方式の飲食店のレジカウンターで、飲食物を販売する仕事に従事するものは、大分類Dの飲食料品販売店員(323-05)に分類します。

41 居住施設・ビル等の管理の職業

この中分類には、建物の警備、設備管理、清掃のほか、来訪者の受付、苦情の受付、備品交換、修理立ち会いなどを含む、建物管理全般に携わるものを分類します。従事する仕事が警備、設備管理、清掃に限定されている場合は、それぞれ独立した仕事別の項目に分類します（453-01 施設警備員、697-01 ビル設備管理員、761-01 ビル・建物清掃員）。ビルメンテナンスの仕事については、ビル設備管理員（697）の解説を参照してください。

42 その他のサービスの職業

429 他に分類されないサービスの職業

- ①マッサージ及びこれに類似する仕事は、国の資格を基準にして分類項目を設定しています。有資格者は大分類Bのその他の保健医療の職業（152-01 あん摩マッサージ指圧師、152-02 はり師、152-03 きゅう師、153-01 柔道整復師）に、それ以外のものは大分類Eのカイロプラクティック・アロマセラピー等従事人（429-03）にそれぞれ分類します。後者には、カイロプラクティック、アロマセラピーのほか、整体、足裏マッサージ術などの仕事が含まれます。これらの従事者はリラクゼーションサロンスタッフ、スパセラピストなどと呼ばれています。
- ②結婚式関連の仕事のうち、結婚式場における介添役などのサービスの仕事に従事するものはこの項目に含まれますが（429-99 他に分類されないその他のサービスの職業）、結婚式の企画や式場の手配などを行う仕事に従事するもの（ブライダルコーディネーター）は、大分類Cの販売係事務員（281-02）に該当します。

大分類F 保安の職業

1. 大分類Fの構成及び主な仕事

自衛官（43）

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務

司法警察職員（44）

個人の生命・身体・財産の保護、公共安全、秩序の維持など、司法警察権を行使する仕事

その他の保安の職業（45）

刑事施設の監視、火災の鎮圧、構内秩序を維持するための警備などの保安の仕事

〔総説〕

- ①この大分類には、国家の防衛、個人の生命・身体・財産の保護、公共安全・秩序の維持、刑事施設の監視、火災の鎮圧などの仕事を分類します。
- ②分類項目は、自衛官、司法警察職員（警察官、海上保安官など）、その他の保安の職業（看守、消防員、警備員など）に分かれています。

2. 大分類Fに含まれる主な職業及び分類上の留意点

44 司法警察職員

441 警察官

この項目に該当するのは、警察官に任用されているものです。警察から委託を受けた事業者には雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける駐車監視員の仕事（この仕事は放置車両の確認業務といわれます）に従事するものは、この項目ではなく、雑分類項目（459-99 他に分類されないその他の保安の職業）に分類します。

45 その他の保安の職業

451 看守

この項目に該当するのは、刑務官（管理職を除く）に任用されているものです。国から業務委託を受けた事業者には雇用され、刑務所などの刑事施設を巡回警備・監視する仕事に従

事するものは、この項目ではなく、施設警備員（453-01）に分類します。

452 消防員

この項目には、消防の仕事に従事するものが、官民を問わずすべて含まれます。公務員である消防官だけではなく、空港などの消防活動に従事する民間の消防員も該当します。

453 警備員、459 他に分類されない保安の職業

警備の仕事に従事するものは、その仕事の種類によって次のいずれかの項目に分類します。

- (7) 事業所・住宅・興行場・遊園地等の施設を警備する仕事（453-01 施設警備員）
- (I) 運搬中の現金・貴金属・美術品等の盗難を防ぐための警備の仕事、人の身体に対する危害の発生を身辺において防止するための警備の仕事
（453-99 他に分類されない警備員）
- (ウ) 道路工事現場（道路の地下埋設物工事、道路に隣接した建設工事の現場を含む）において、人や車両の交通の流れを整理・誘導する仕事（459-02 道路交通誘導員）
- (エ) 祭・興行・催事などの開催場所及びその周辺において、来場者の交通の流れを整理・誘導する仕事（459-03 雑踏警備員）

大分類G 農林漁業の職業

1. 大分類Gの構成及び主な仕事

農業の職業（46）

農作物の栽培・収穫の作業、家畜・家きん（禽）の飼育の作業

林業の職業（47）

林木の育成・伐採・搬出の作業

漁業の職業（48）

自然繁殖している水産動植物の採捕、水産動植物の養殖・採取の作業

〔総説〕

- ①この大分類には、農作物の栽培・収穫、家畜・家きん（禽）の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物の捕獲・養殖・採取の作業を分類します。
- ②分類項目は、自然あるいは生き物に働きかけて生産する作業を、生産分野別に設定しています。

2. 大分類Gに含まれる主な職業及び分類上の留意点

46 農業の職業

461 農耕作業員

- ①この項目には、農作物の栽培から収穫に至るまでの作業に従事するものが含まれます。収穫後の農作物を選別・出荷（こん包）する作業に従事するものはこの項目ではなく、大分類Kに該当します。
- ②農作物を選別する作業のうち、野菜・果物を選別する作業に従事するものは青果選別作業員（781-03）に、穀物・いも類・豆類を選別する作業に従事するものは他に分類されない選別作業員（781-99）にそれぞれ分類します。また、農作物を輸送するためこん包する作業（農作物を紙や袋で包んだり、束ねたりしたうえで、箱詰めする作業を含む）に従事するものは、荷造作業員（756-01）に分類します。

462 養畜作業員

この項目には、家畜・家きんの飼育の作業に従事するものだけでなく、動物園・研究室における動物の飼育・繁殖の作業（462-04 動物飼育係）、競走馬の飼育、馬房の清掃・管理の作業（462-05 きゅう務員）など、これに類似する作業に従事するものも含まれます。競走馬を調教・訓練する調教師（249-07）は、動物の飼育とは異なる専門的な技術を必要とするため、この項目ではなく、大分類B（専門的・技術的職業）に位置づけています。

47 林業の職業

471 育林作業員、472 伐木・造材・集材作業員

- ①除伐と間伐の作業は木を切り倒すという点で類似していますが、職業分類上の位置づけは異なります。除伐は育成林以外の木を切り倒す作業、間伐は育成林の木を間引く作業です。前者は下刈・枝打作業員（471-02）に、後者は伐木・造材・集材作業員（472-01）にそれぞれ該当します。
- ②集材機・運材機などの機械を運転して林木を伐採・搬出する作業にもっぱら従事するものは、機械運転の仕事に該当するため、小分類472ではなく、大分類Iに分類します（699-99他に分類されない定置・建設機械運転の職業）。

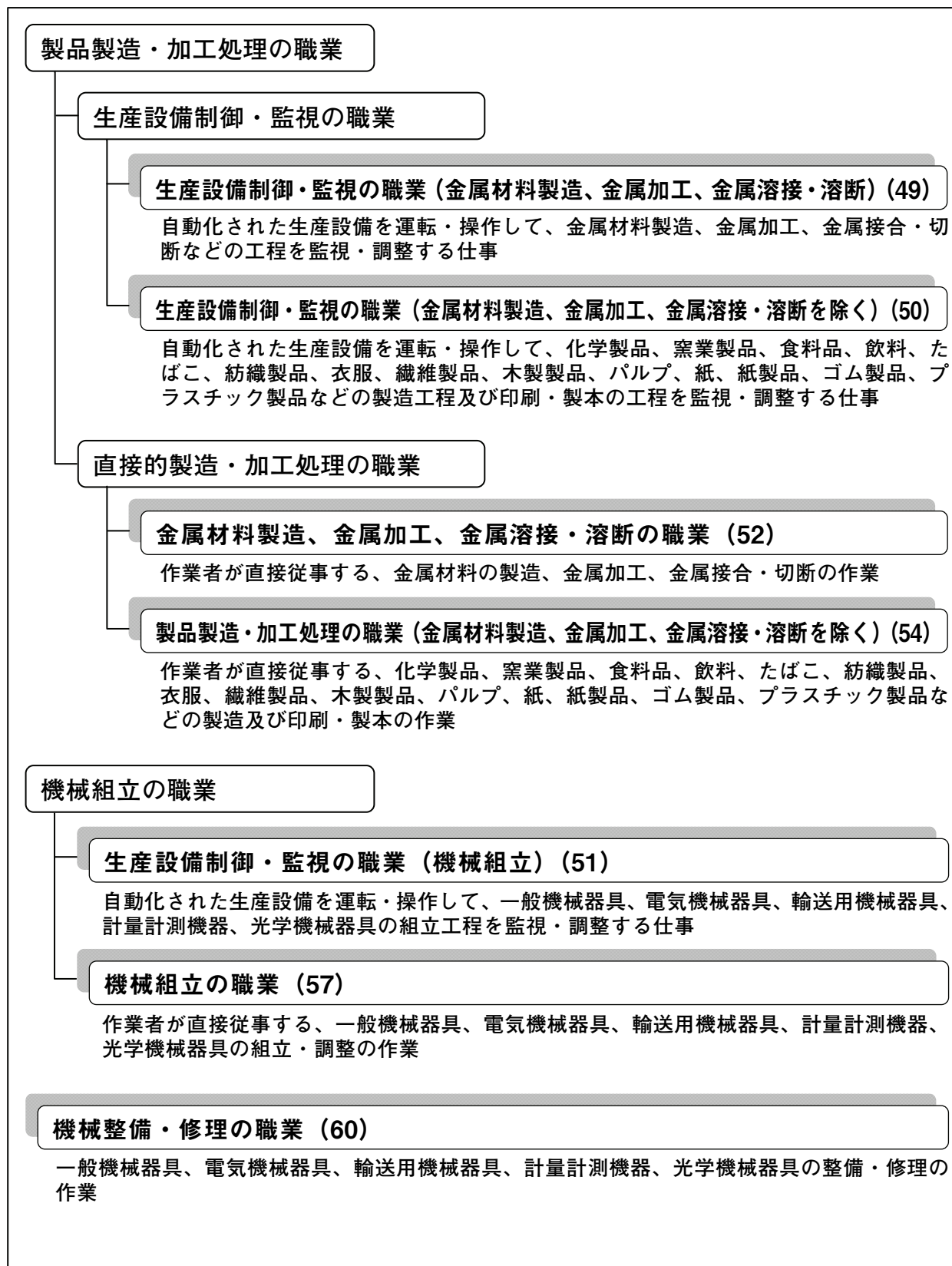
48 漁業の職業

482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の船長・航海士・機関長・機関士の仕事は、一般に、船舶の運転に加えて漁労作業を含むと考えられることから、大分類Iの船舶の運転ではなく、この項目に位置づけています。

大分類H 生産工程の職業

1. 大分類Hの構成及び主な仕事



製品検査の職業

製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）（61）

金属材料の製造、金属加工、金属接合・切断の工程における検査の作業

製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）（62）

化学製品、窯業製品、食料品、飲料、たばこ、紡織製品、衣服、繊維製品、木製製品、パルプ、紙、紙製品、ゴム製品、プラスチック製品などの製造及び印刷・製本の工程における検査の作業

機械検査の職業（63）

一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器、光学機械器具の製造工程における検査の作業

生産関連・生産類似の職業（64）

塗装、製図など、生産工程の作業に関連又は類似する技能的な作業

〔総説〕

- ①この大分類は旧分類の亜大分類 I-1（製造・製作の職業）に該当します。ものづくりの仕事を分類するための項目です。
- ②旧分類 I-1 は、ものづくりの仕事を、製造する製品の種類別に区分しています。新分類ではこれを仕事の種類別に組み換え、先ず(ア)製品製造・加工処理の仕事、(イ)機械組立の仕事、(ウ)機械整備・修理の仕事、(エ)製品検査の仕事の4項目に分けています。更に(ア)と(イ)をそれぞれ生産設備制御・監視の仕事と直接的作業の項目に二分割しています。
- ③新分類の中・小分類は、旧分類の中・小分類を上述②の仕事別の基準にもとづき分割して設定しています（次頁図参照）。

分類項目新旧対照概要図

新 (2011年改訂)

旧 (1999年改訂)

分類基準： 仕事の種類別

製品の種類別

(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)

生産設備制御・監視の職業 (49) ←
 直接的製造・加工処理の職業 (52) ←
 製品検査の職業(61) ←

金属材料製造の職業 (51)
 金属加工の職業 (55)
 金属溶接・溶断の職業 (56)

(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)

生産設備制御・監視の職業 (50) ←
 直接的製造・加工処理の職業 (54) ←
 製品検査の職業 (62) ←

化学製品製造の職業 (52)
 窯業製品製造の職業 (53)
 土石製品製造の職業 (54)
 精穀・製粉・調味食品製造の職業 (61)
 食料品製造の職業(精穀・製粉・調味食品製造の職業を除く) (62)
 飲料・たばこ製造の職業 (63)
 繊維の職業 (64)
 衣服・繊維製品製造の職業 (65)
 木・竹・草・つる製品製造の職業 (66)
 パルプ・紙・紙製品製造の職業 (67)
 印刷・製本の職業 (68)
 ゴム・プラスチック製品製造の職業 (69)
 革・革製品製造の職業 (70)
 装身具等身の回り品製造の職業 (71)
 (その他の製造・制作の職業 (72))

(機械組立)

生産設備制御・監視の職業 (51) ←
 機械組立の職業 (57) ←
 機械整備・修理の職業 (60) ←
 機械検査の職業 (63) ←

一般機械器具組立・修理の職業 (57)
 電気機械器具組立・修理の職業 (58)
 輸送用機械器具組立・修理の職業 (59)
 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業 (60)

生産関連・生産類似の職業 (64) ←

その他の製造・制作の職業 (72)

2. 大分類Hに含まれる主な職業及び分類上の留意点

49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

- ①新分類では、旧分類の金属材料製造の職業（51）、金属加工の職業（55）、金属溶接・溶断の職業（56）に該当する作業を次の3項目に分割しています。
- (7) 自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事（中分類 49）
 - (4) 機械・器具・道具などを用いた直接的な製品製造・加工処理の作業（中分類 50）
 - (ウ) 検査の作業（中分類 61）
- ②生産設備制御・監視の仕事は、原材料等に直接手を触れず、工場の中央監視室などにおいて、装置・プラントなどの自動化された生産設備を運転・調整・操作して、間接的に製品の製造、加工処理を行う仕事を指します。その代表例は製鉄所や化学プラントなどの中央制御監視室において生産設備の稼働状況を監視する仕事です。こうした仕事の従事者の多くはオペレーターと呼ばれています。これに対し、直接的な製品製造・加工処理の作業は、生産現場において、機械・器具・道具などを用いて、直接的に製品の製造、加工処理を行うものです。たとえば、金属プレス工場において、金属材料を直接手に取ってプレス機械にセットし、機械を操作して成形加工する作業が該当します。
- ③自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事に加え、原材料の投入・装入、加工・製造された製品・半製品の取り出し、加工位置の調整、金型・工具の着脱などを手作業で行うものは、複合的職務の分類原則にもとづき、従事する時間の長いほうをその職業とします。オペレーターの仕事に従事する時間が長いものは生産設備制御・監視の項目に、手作業に従事する時間が長いものは、直接的な製品製造・加工処理の項目に分類します。
- ④この中分類には、自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事进行分类します。小分類は、鋳造・鍛造、金属プレス、金属溶接・溶断など、製品や加工の種類別の制御・監視の仕事に分かれています。
- ⑤鉄骨製作・製缶・板金・機械組立の自動化設備の中には、切断・金属プレス・溶接などの単機能の設備があります。これらの設備を運転・操作する仕事は、切断・金属プレス・溶接などの自動化設備を運転・操作する仕事と同一であるため、その従事者は、切断・金属プレス・溶接などそれぞれの設備の制御・監視員の項目に分類します。

50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

- ①新分類では、旧分類の化学製品製造の職業（52）、衣服・繊維製品製造の職業（65）、印刷・製本の職業（68）、ゴム・プラスチック製品製造の職業（69）など、金属製品以外の製品

製造分野の職業に該当する作業を次の3項目に分割しています。

- (7) 自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事（中分類 50）
- (イ) 機械・器具・道具などを用いた直接的な製品製造・加工処理の作業（中分類 54）
- (ウ) 検査の作業（中分類 62）

②この中分類には、自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事进行分类します。小分類は化学製品、窯業製品、食料品、ゴム・プラスチック製品など製品の種類の制御・監視の仕事に分かれています。

501 化学製品生産設備制御・監視員

- ①原油からガソリン・灯油・軽油・重油・ナフサなどを製造する石油タンクオペレーターは石油精製設備制御・監視員（501-01）に、ナフサからエチレン・プロピレン・ブタジエンなどを製造する化学プラントオペレーターは基礎的的化学製品製造設備制御・監視員（501-02）にそれぞれ分類します。
- ②合成ゴムを製造するオペレーターは基礎的的化学製品製造設備制御・監視員（501-02）に該当しますが、タイヤ・ホースなどのゴム製品を製造するオペレーターはゴム製品製造設備制御・監視員（508-01）に分類します。

51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）

- ①新分類では、旧分類の一般機械器具組立・修理の職業（57）、電気機械器具組立・修理の職業（58）、輸送用機械器具組立・修理の職業（59）、計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業（60）に該当する作業を次の4項目に分割しています。
- (7) 自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事（中分類 51）
 - (イ) 機械・器具・道具などを用いた直接的な組立の作業（中分類 57）
 - (ウ) 整備・修理の作業（中分類 60）
 - (エ) 検査の作業（中分類 63）
- ②この中分類には、自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事进行分类します。小分類は、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具など、機械の種類別の制御・監視の仕事に分かれています。

52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

- ①この中分類には、金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の各分野における、機械・器具・道具などを用いた直接的な製品製造・加工処理の作業进行分类します。自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事は、中分類 49 の生産設備制御・監視の職業

(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)に分類します。

- ②この中分類もとの小分類は、鋳物製造、鍛造、金属熱処理、金属プレス、金属溶接・溶断など、製品の種別又は製品製造・加工処理の作業に必要とされる機械や技能の種別に分かれています。
- ③板金の一連の作業の中には金属プレスの作業も含まれます。板金の作業において、もっぱら金属プレスの作業に従事するものは、板金工(533)ではなく、金属プレス工(531)に分類します。これと同様に、鉄工、製缶、板金、機械組立の作業において、もっぱら溶接の作業に従事するものは、鉄工、製缶工(532)などの項目ではなく、金属溶接・溶断工(537)に分類します。

528 数値制御金属工作機械工

- ①もっぱら数値制御金属工作機械の加工プログラムを作成する仕事に従事するものは、大分類Bのプログラマー(104-04)に該当します。
- ②CAD/CAMオペレーター、CAMオペレーターについては、主に何の作業を行うかによって、分類する項目が異なります。主な作業が製図であるものは機械製図工(643-02)に、プログラミングであるものはプログラマー(104-04)に、加工であるものはNC旋盤、NCフライス盤、マシニングセンタなど、それぞれの機械に対応する項目に分類します。
- ③数値制御式機械を用いて加工処理の作業に従事するものは、次のとおり分類します。
 - (7) 金属材料をプレス加工する作業 (531 金属プレス工)
 - (i) 金属材料を切断する作業： (537 金属溶接・溶断工 又は 539-04 金属切断工(刃物によるもの))
 - (u) 木材を加工・切断する作業： (561 木製製品製造工)
 - (e) プラスチック材を加工・切断する作業 (565 プラスチック製品製造工)

531 金属プレス工

この項目の細分類には求人・求職の取扱件数などを考慮して次の3項目を設定しています。

- (7) 打抜プレス加工のみの作業に従事するもの (531-02 打抜プレス工)
- (i) 曲プレス加工のみの作業に従事するもの (531-03 曲プレス工)
- (u) 上記(7)、(i)以外のプレス加工の作業に従事するもの
(531-01 金属プレス工(打抜プレス、曲プレスを除く))

54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)

- ①この中分類には、化学製品製造、衣服・繊維製品製造、印刷・製本、ゴム・プラスチック製品製造など、金属製品以外の製品製造の分野における、機械・器具・道具などを用いた

直接的な製品製造・加工処理の作業を分類します。自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事は、中分類 50 の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）に分類します。

②この中分類のものの小分類は、化学製品、窯業・土石製品、飲料・たばこ、衣服・繊維製品、ゴム製品、プラスチック製品など、製品の種類別に分かれています。

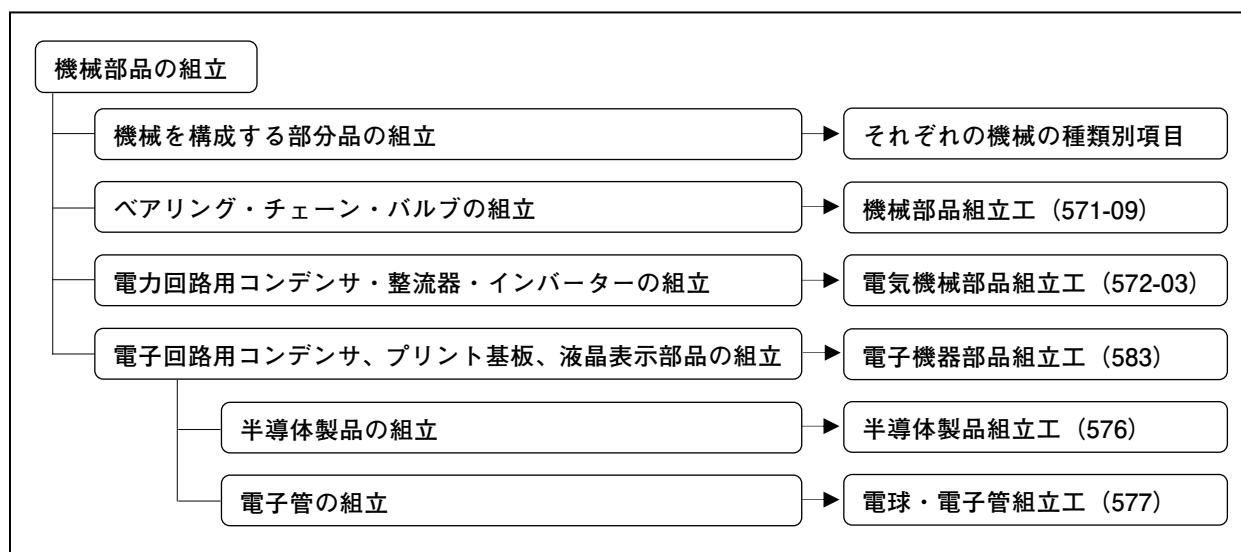
57 機械組立の職業

①この中分類には、一般機械器具組立、電気機械器具組立、輸送用機械器具組立、計量計測機器・光学機械器具組立の各分野における、機械・器具・道具などを用いた直接的な組立の作業を分類します。自動化された生産設備を運転・操作するオペレーターの仕事は、中分類 51 の生産設備制御・監視の職業（機械組立）に分類します。

②この中分類のものの小分類は、機械の種類別に分かれています。

③機械部品の組立の作業に従事するものは、部品の種類によって分類項目が異なります（下図参照）。機械を構成する部分品の組立の作業に従事するものは、それぞれの機械の種類別の項目に含まれます。しかし、ベアリング・チェーン・バルブなどの機械部品、電力回路用コンデンサ・整流器・インバーター（逆変換器）などの電気機械部品、電子回路用コンデンサ、プリント基盤、液晶表示部品などの電子機器部品の組立の作業に従事するものは、それぞれに対応した項目に分類します（571-09 機械部品組立工、572-03 電気機械部品組立工、583 電子機器部品組立工）。また、電子機器部品のうち、半導体製品の製造に従事するものは半導体製品製造工（576）に、電子管の組立に従事するものは電球・電子管組立工（577）にそれぞれ分類します。

機械部品の組立作業と組立工との対応図



- ④機械以外の製品の組立は、中分類 54 のそれぞれに対応する項目に分類します。たとえば、楽器の組立は楽器製造工（569-04）に、がん具の組立はがん具製造工（569-05）に該当します。

60 機械整備・修理の職業

- ①この中分類には、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具の整備・修理の作業を分類します。
- ②小分類は機械の種類別に分かれています。
- ③機械を調整する作業は、機械の製造工程で行われる場合には機械組立の職業（57）に、修理の過程で行われる場合には機械整備・修理の職業（60）に分類します。
- ④機械以外の製品の修理は中分類 54 のそれぞれに対応する項目に分類します。たとえば衣服の修理は衣服修理工（558-04）に、革靴の修理は革・革製品製造工（569-01）に、かばんの修理はかばん・袋物製造工（569-02）にそれぞれ該当します。

61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

63 機械検査の職業

- ①中分類 61～63 の検査は、製品・機械の製造工程における検査の作業を指しています。
- ②機械の保守のため点検する作業は、これらの項目ではなく、中分類 60（機械整備・修理の職業）に分類します。たとえば、工場などの生産現場における各種機械の点検の作業は生産設備保全工（601-04）に、自動車の定期点検の作業は自動車整備工（603-01）に、鉄道車両の定期点検の作業は鉄道車両修理工（604-01）にそれぞれ分類します。

612 金属加工・溶接検査工

非破壊検査工（金属）（612-03）には、金属材料の加工、金属製品の製造工程における非破壊検査の作業に従事するものを分類します。それ以外の非破壊検査の作業に従事するものは、検査の対象物や作業時期（加工・製造時か、保守・点検時か）の違いにもとづいて、次の項目に分類します。

- (7) 機械の製造時における非破壊検査（中分類 63 それぞれの機械検査に対応する項目）
- (4) 機械の保守作業における非破壊検査（601-04 生産設備保全工）
- (ウ) 建築物・土木構造物の非破壊検査（719-99 他に分類されない建設の職業）

64 生産関連・生産類似の職業

この項目には、塗装、製図など、生産工程の作業に関連又は類似する技能的な作業が含まれます。包装の作業、輸送のための荷造り・こん包の作業は、この項目ではなく、大分類Kに位置づけています。

641 塗装工

この項目には、生産工程における金属製品・木製製品などの塗装の作業（自動化された生産設備を運転・操作して塗装の工程を監視・調整する仕事を含む）と、建築物の塗装の作業に従事するものを分類します。

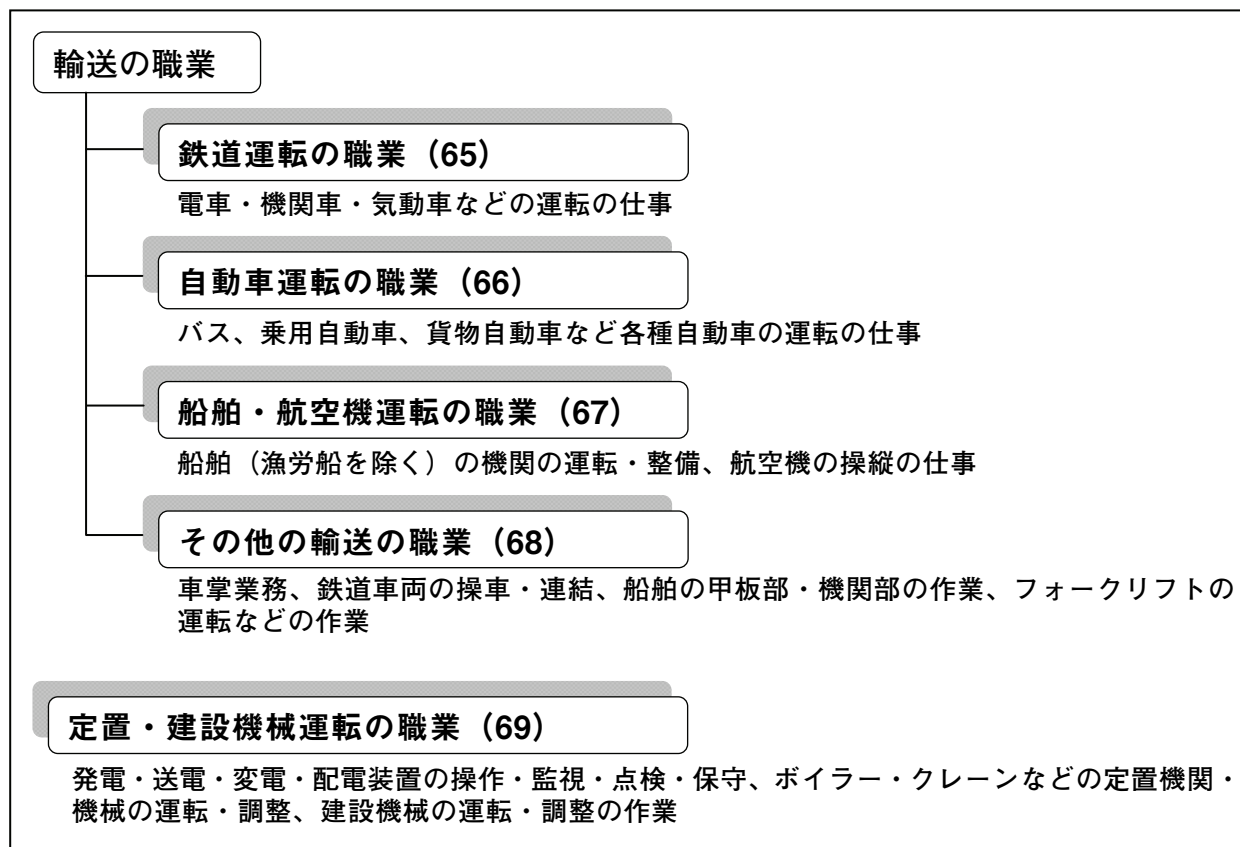
643 製図工、644 パタンナー

CAD オペレーターは、製図の分野によって分類する項目が異なります。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (7) 建築物の施工図面を作成する作業 | (643-01 建築製図工) |
| (1) 機械の製作図面を作成する作業 | (643-02 機械製図工) |
| (ウ) 電気・電子回路の図面を作成する作業 | (643-03 電気・電子製図工) |
| (イ) 洋服の型紙を作るための図面作成の作業 | (644-01 パタンナー) |

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

1. 大分類Ⅰの構成及び主な仕事



〔総説〕

- ①この大分類には、電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦、ボイラー・クレーンなどの定置機関・機械の運転・調整、掘削機械・整地機械などの建設機械の運転・調整の仕事を分類します。
- ②分類項目は、輸送用機械を運転する仕事と、定置機関・機械、建設機械を運転・調整する仕事とに大別できます。前者は、運転する輸送用機械の種類別に鉄道、自動車、船舶・航空機、その他の4項目に分かれています。
- ③建設機械やフォークリフトなどの機械の運転に加え、建設、採掘、運搬の作業に直接従事するものは、複合的職務の分類原則にもとづき、従事する時間の長いほうをその職業とします。運転に従事する時間が長いものはこの大分類に、直接的な作業に従事する時間が長いものは大分類JまたはKに分類します。

2. 大分類 I に含まれる主な職業及び分類上の留意点

65 鉄道運転の職業

遊園地での電車の運転は、娯楽場における遊戯機械の操作の仕事に該当します（406-03 娯楽場等遊戯施設係）。

66 自動車運転の職業

663 貨物自動車運転手

- ①貨物自動車などを運転して再生資源の回収や荷物・商品の配達を行う仕事に従事するものにとって、自動車の運転は仕事を遂行するための手段です。これらの仕事は大分類Kの運搬の職業に分類します（753 陸上荷役・運搬作業員、755 配達員）。再生資源の回収から卸売の仕事までを行うものは、大分類Dの販売の職業（326 再生資源回収・卸売人）に該当します。
- ②細分類はトラック、トレーラートラック、ダンプカー、タンクローリーなど、運転する貨物自動車の種類別に項目が分かれています。自動車を運転して建設機械や産業廃棄物などを運送する仕事は、運転する自動車の種類が特定されないことから、その他の自動車運転の職業（669-99）に分類します。

67 船舶・航空機運転の職業

- 671 船長（漁労船を除く）、672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人、
673 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

船舶の運転に従事するものは、原則としてこの項目に分類します。ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、船舶の運転に加えて漁労作業に従事すると考えられることから大分類G（農林漁業の職業）に、巡視船と消防船の船長は、海上保安官、消防官の身分を有することから大分類F（保安の職業）にそれぞれ分類します。

68 その他の輸送の職業

683 甲板員、船舶機関員

漁労船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員・機関部員は、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士と同様に、大分類G（農林漁業の職業）に分類します（481-02 漁船甲板員）。

684 フォークリフト運転作業員

倉庫において、フォークリフトの運転に加え、商品の詰め替えなどの作業に直接従事するものは、複合的職務の分類原則にもとづき、従事する時間の長いほうをその職業とします。フォークリフトの運転に従事する時間が長いものはこの項目に、商品の詰め替えなどの作業に従事する時間が長いものは大分類Kの倉庫作業員（754）に分類します。

69 定置・建設機械運転の職業

695 建設機械運転工

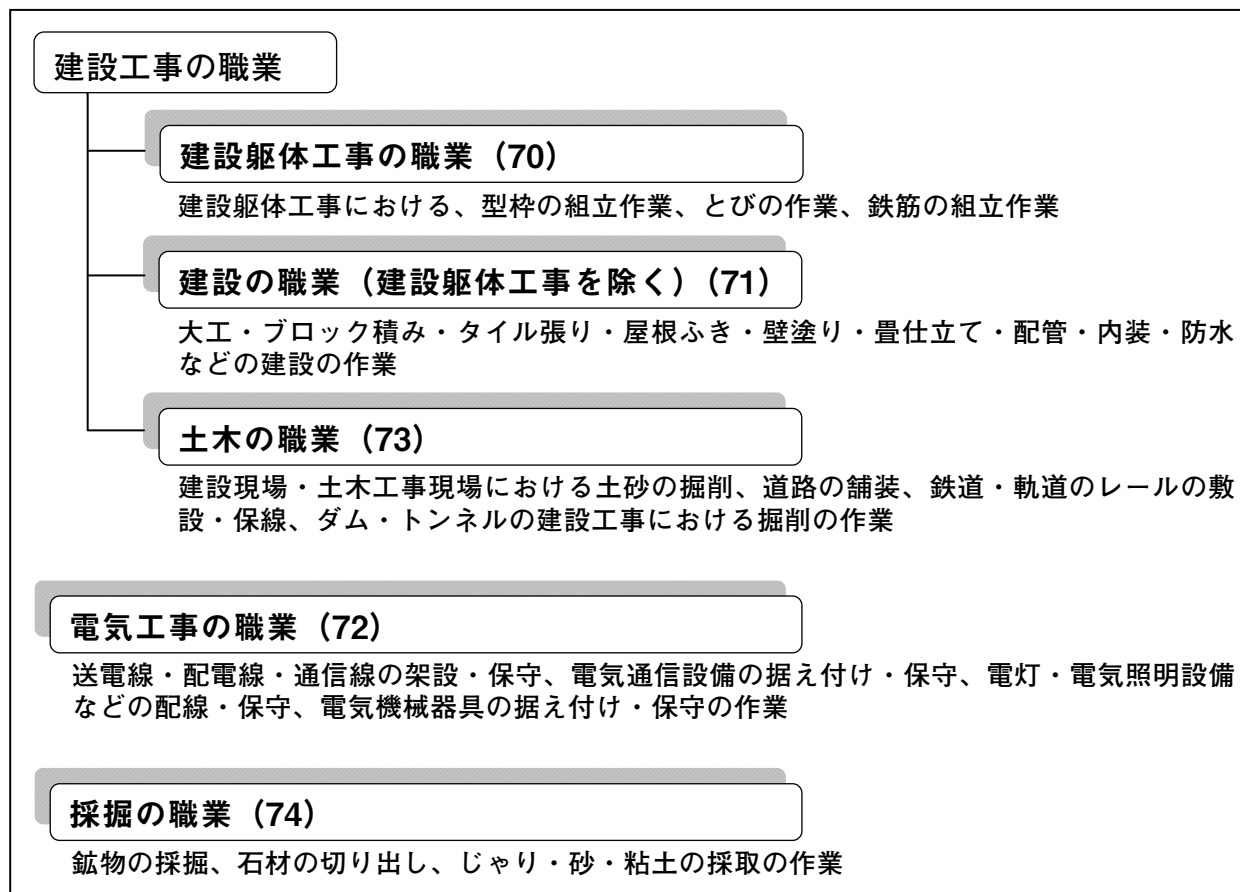
建設用機械車両運転工（695-01）には、自走可能な建設機械を運転する作業に従事するものを分類します。対象となる建設機械は、整地・運搬・積込み用機械（ブルドーザ、トラクターショベルなど）、締固め用機械（ロードローラなど）、掘削用機械（パワーショベルなど）、基礎工事用機械（くい打機など）、解体用機械（ブレーカ）などです。自走式ではない建設機械を運転する作業に従事するものは、他に分類されない建設機械運転工（695-99）に分類します。

697 ビル設備管理員

建物を維持・管理する仕事はビルメンテナンスの仕事と呼ばれます。その具体的な仕事の内容は、清掃、設備管理、警備などです。このうち設備管理（電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備などの操作・監視・点検・調整）の仕事に従事するものは、この項目に分類します。清掃の作業に従事するものはビル・建物清掃員（761-01）に、警備の仕事に従事するものは施設警備員（453-01）にそれぞれ該当します。

大分類 J 建設・採掘の職業

1. 大分類 J の構成及び主な仕事



〔総説〕

- ①この大分類には、主に身体を使って行う、建設工事の作業、電気工事の作業、鉱物の採掘・採取などの作業を分類します。
- ②建設工事の職業は、建設躯体工事の作業とそれ以外の建設の作業、建設・土木工事現場における土砂の掘削などの作業の3項目に分かれています。

2. 大分類 J に含まれる主な職業及び分類上の留意点

71 建設の職業（建設躯体工事を除く）

- ①建設躯体工事以外の建設の作業に従事するものが、必ずしもすべてこの中分類に含まれるわけではありません。金属製屋根材の製作・取付の作業に従事するものは大分類 H の建築板金工 (533-01) に、建築物の塗装の作業に従事するものは大分類 H の建築塗装工 (641-03) にそれぞれ分類します。
- ②建設工事に伴うガス、水道、電気通信設備、防災設備などの工事に従事するものは、次のとおり分類します。
- (7) ガス、水道の配管工事 (716-01 配管工)
 - (4) 洗面台、便器、ユニットバス、システムキッチンなどの住宅水回り設備の取付作業 (719-04 住宅水回り設備取付工)
ただし、配管工事にもっぱら従事するものは配管工 (716-01) に分類します。
 - (ウ) 通信回線工事 (724 電気通信設備作業員)
 - (E) 電気配線工事 (725-01 電気配線工事作業員)
 - (オ) 警報器の取付作業 (725-99 他に分類されない電気工事作業員)
- ③窯業サイディング・ALC（軽量気泡コンクリート）パネルなどの外壁材の加工・取付の作業に従事するものは、他に分類されない建設の職業 (719-99) に分類します。金属サイディングの加工・取付の作業に従事するものは、板金の作業に当たることから、大分類 H の建築板金工 (533-01) に該当します。
- ④工場において、木工用加工機械を操作して木材の切断・切削加工を行い、木造住宅の柱・梁などの構造材をつくる作業はプレカットと呼ばれます。この作業に従事するものは、大分類 H の木工 (561-03) に分類します。
- ⑤建築物のリフォームの作業に従事するものは、作業内容に即して分類します。たとえば、床・壁の修繕などの内装工事に従事するものは内装工 (717) に、金属製の外壁材の取付作業に従事するものは建築板金工 (533-01) にそれぞれ該当します。

72 電気工事の職業

この項目には、電気工事の作業を分類します。電気を取り扱う仕事であっても、発電所、変電所、ビル・工場の電気動力室などにおける、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事は、定置機関・機械の運転の仕事に該当することから、この項目ではなく、大分類 I の発電員、変電員 (691) に分類します。

73 土木の職業

732 鉄道線路工事作業員

この項目には、レールや枕木の交換・点検など、鉄道の保線作業に従事するものを分類します。鉄道信号の保守作業に従事するものは、中分類 72（電気工事の職業）の産業用電気機械・装置据付作業員（725-03）に該当します。

74 採掘の職業

この項目には、鉱物の採掘、石材の切り出し、じゃり・砂・粘土の採取の作業のほか、坑内において、資材・原石・土砂などを運搬する作業が含まれます。しかし、貨物自動車や建設機械を運転して、これらを運搬する仕事は、大分類 I に分類します（大分類 I の総説③参照）。たとえば、ダンプカーを運転するものはダンプカー運転手（663-04）に、ショベルローダを運転するものは建設用機械車両運転工（695-01）にそれぞれ分類します。

742 石切出作業員

碎石工場における碎石設備の操作・監視の仕事は、定置機関・機械の運転の仕事に当たることから、この項目ではなく、大分類 I に分類します（699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業）。

大分類K 運搬・清掃・包装等の職業

1. 大分類Kの構成及び主な仕事

運搬の職業（75）

郵便物の集配、貨物・資材・荷物の運搬・積み卸し、荷物・商品の配達、品物のこん包の作業

清掃の職業（76）

建物・道路・公園の清掃、廃棄物の収集、し尿の汲み取りの作業

包装の職業（77）

品物を保護・保存するための包装の作業

その他の運搬・清掃・包装等の職業（78）

原材料・商品・青果などの選別の作業、特定の型に限定されない軽作業

〔総説〕

- ①この大分類には、主に身体を使って行う定型的な作業のうち、貨物・資材・荷物の運搬、建物・道路・公園の清掃、品物の包装の作業を分類します。原材料・商品・青果などの選別の作業、建設工事現場・小売店・旅館などにおける、特定の型に限定されない軽作業も含まれます。
- ②分類項目は、運搬、清掃、包装、その他の4項目に大別できます。

2. 大分類Kに含まれる主な職業及び分類上の留意点

75 運搬の職業

754 倉庫作業員

この項目には、倉庫において、運搬・積み卸しなどの作業に直接従事するものを分類します（684 参照）。倉庫において、商品の選別（ピッキング）、包装、荷造（こん包）の作業に従事するものは、この項目ではなく、大分類Kのそれぞれの作業に該当する項目に分類します（781 選別作業員、771 製品包装作業員、779 その他の包装の職業、756 荷造作業員）。

755 配達員

- ①配達の仕事は、配達先の住所に荷物・商品を届けるものと、取引先の事業所・個人宅を巡回して商品などを配達(又は回収)するものとに分けられます。前者は荷物配達員(755-01)に、後者はルート集配員(755-02)にそれぞれ分類します。ルート集配の代表的な商品には、クリーニング品、清掃用具、プロパンガス、牛乳などがあります。
- ②取引先の小売店などを巡回して商品の販売に関する取引の増加を働きかける仕事は、ルートセールスと呼ばれ、大分類D(販売の職業)の中分類34(営業の職業)に位置づけています。しかし、商品の配達・補充の作業に加えて、こうした営業活動に従事するものは、複合的職務の分類原則にしたがって主な仕事に対応する項目(ルート集配であればルート集配員(755-02)、清涼飲料の補充であれば自動販売機商品補充員(755-04))に分類します。

756 荷造作業員

出荷関連の作業には、選別、包装、こん包があります。この項目に該当するのはこん包の作業に従事するものです。選別の作業に従事するものは選別作業員(781)に、包装の作業に従事するものは製品包装作業員(771)にそれぞれ分類します。

76 清掃の職業

- ①小分類は、清掃に従事する場所(ビル、住宅、道路・公園)と廃棄物の種類(ごみ・し尿、産業廃棄物)にもとづいて項目を設定しています。
- ②この中分類には、清掃の作業に直接従事するものを分類します。道路清掃車を運転して路面を清掃する仕事に従事するものや、ごみ収集車を運転する仕事に従事するものは、大分類Iに分類します(669-99 その他の自動車運転の職業、663-06 ごみ収集車運転手)。

769 その他の清掃の職業

バス・鉄道車両・航空機を清掃する作業に従事するものは、清掃の対象によって職業分類上の位置づけが異なります。車体・機体を洗浄する作業に従事するものは産業洗浄員(769-01)に、車内の座席・通路などを清掃する作業に従事するものは乗物内清掃員(769-03)にそれぞれ分類します。

77 包装の職業

771 製品包装作業員

- ①包装の仕事に従事するものは、包装の方法(手作業による包装、機械包装)、包装の場所(製

造工程における製品包装、卸・小売における商品包装)を問わず、すべてこの項目に分類します。

- ②包装に類似した作業にこん包があります。こん包は輸送目的のために品物を箱詰・袋詰する作業であり、運搬に関連していることから、その作業に従事するものは中分類 75 の荷造作業員 (756-01) に分類します。

78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

781 選別作業員

- ①選別の作業に従事するものは、選別の方法（手作業による選別、機械選別）を問わず、すべてこの項目に分類します。
- ②ピッキングと呼ばれる作業（倉庫・小売店などにおいて、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める作業）に従事するものは、商品取集め作業員 (781-02) に分類します。
- ③郵便物の仕分け作業に従事するものは大分類Cの郵便内務事務員 (303-02) に、メール便の仕分け作業に従事するものは、他に分類されない選別作業員 (781-99) に分類します。

782 軽作業員

この項目は、工場・建設工事現場・小売店・病院・旅館・食堂などにおいて、特定の作業に限定されないものを分類します。建設工事現場における、養生、散水、廃材の分別、現場の片付けの作業 (782-02 建設現場労務作業員)、旅館における、宴会の準備・片付け、布団の上げ下ろし、備品の交換の作業 (782-05 旅館作業員) などに従事するものが該当します。各種の作業の中で、運搬、清掃の作業にもっぱら従事するものは、この項目ではなく、運搬の職業 (75)、清掃の職業 (76) にそれぞれ分類します。

第 3 章

細分類項目及び職業名索引

細分類の記述は以下のような構成になっています。

<p>258-01 医療事務員</p> <p>医療機関において、診療報酬明細書（レセプト）の作成、外来診察の受付、診察料の請求、入退院の手続きなどの仕事に従事するものをいう。</p> <p>薬局において調剤報酬の請求事務の仕事に従事するものを含む。</p> <p>ただし、歯科診療所において外来診察の受付および治療処置の準備・片付けの仕事に従事するもの [372-01] を除く。</p> <p>なお、医療機関において診療録を保管・管理する仕事に従事するものは、[259-02] に分類する。</p> <p>○ 医局事務員、医療秘書、医療費請求事務員、健康保険請求事務員、歯科医療請求事務員、診療報酬請求事務員、調剤薬局事務員、病院受付係、病棟クラーク、メディカルクラーク</p> <p>× 診療情報管理士 [259-02]、歯科受付係 [372-01]</p>	<p>分類番号・項目名</p> <p>主な仕事</p> <p>この項目に含まれる仕事</p> <p>含まれない仕事</p> <p>類似・関連する仕事</p> <p>例示職業名</p> <p>非該当職業名</p>
--	---

細分類の記述内容

細分類項目の記述は、主な仕事、この項目に含まれる仕事、この項目には含まれない仕事、類似・関連する仕事、例示職業名、非該当の職業名で構成されています。このうち主な仕事と例示職業名はすべての細分類項目に掲載していますが、含まれる仕事、含まれない仕事、類似・関連する仕事、非該当の職業名は、必要がある場合にのみ記述しています。

(1) 主な仕事

新分類ではすべての細分類項目に主な仕事を記述して、各項目に含まれる仕事の範囲を明確にしました。

(2) この項目に含まれる仕事・含まれない仕事、類似・関連する仕事

主な仕事に含まれる範囲を明示するために次の3つの方法を採用しています。

①この項目に含まれる仕事

主な仕事の中に記述されていない仕事や作業であって、この項目に含まれることを示す

必要があるものには「～を含む。」という表現を用いています。

②この項目には含まれない仕事

この項目に含まれる仕事や作業であっても、この項目に分類してはならないものには「ただし、～を除く。」という表現を用いています。

③類似・関連する仕事

この項目に含まれる仕事や作業に類似・関連するもの（この項目の前工程のもの、この仕事から派生するものなど）であって、職業分類上の位置づけを間違えやすいものには「なお、～は～に分類する。」という表現を使用しています。

上記②と③の職業は、この項目には該当しないため、それを表す記号である×印のもとに例示職業名を掲げています。

例示職業名

(1) 職業紹介業務と職業名

職業紹介業務では、求人と求職を的確にマッチングさせるための基礎資料として、求人企業の求人職種や求職者の希望する仕事を職業分類上の項目に適切に位置づけることが求められます。ところが、職業の名称は、産業、企業によってさまざまです。一般的な名称が広く用いられている職業もあれば、独自色の強い名称を使用している企業もあります。同様に、同じ仕事を希望する求職者であっても、その仕事内容について必ずしも同一の認識を持っているとは限りません。人と職業とを結びつけるためには、求人職種や求職者の希望する仕事と職業分類上の項目との間の橋渡しの役割をするものが必要になります。細分類の項目ごとに例示職業名を掲載し、例示職業名の五十音別索引を作成しているのは、このためです。

(2) 細分類項目と職業名との対応

細分類は職業紹介業務に使用される項目ですが、現実の職業と一対一に対応しているわけではありません。細分類といえども項目名はカテゴリー名で表示されています。即ち、いくつかの職業をひとまとめにして、その共通性・類似性に注目した項目名が付けられています。

従来の職業分類では、現実の職業名と細分類項目との対応関係を明らかにするため、同じ職務内容であっても名称の記述が異なるものは異なる職業として採録し、職業名の多様性を重視するアプローチをとってきました。しかし、このアプローチはややもすれば、細分類に含まれる仕事の広がりをおろそかにしがちです。

そのため今回の改訂では細分類項目に含まれるさまざまな仕事に対応した職業名を幅広く収集する、いわば仕事の多様性を重視する視点をとっています。

(3) 職業名の収集・整理の視点

細分類に例示する職業名は、労働省編職業分類（1999年改訂版）、『新訂 職業名索引』（2008年）、日本標準職業分類（2009年改定版）、公共職業安定所の公開求人情報、インターネット上の民間事業所の公開求人情報、職業紹介事業者等の職種分類などから収集しています。合計で約27,600種の職業名を収集し、重複・類似した職業名の整理、表記の統一、職業紹介業務に使用する職業名としての適切性などを考慮して、そのうちの約16,400種を採録しています。

収集した職業名を整理する際には、気軽に分類番号を振るような態度は厳に慎み、職業紹介業務での必要性を第一の基準に据えて厳選しています。公務員の官職名、特定の分野の就業者の間でしか使われないような職業名、多義的な職業名、特定分野の職業との関係が希薄な資格名称などは採録していません。また、カタカナで表記される外来語由来の職業名など十分に安定したとは言い難い職業名も採録していません。

(4) 例示職業名の種類と配列

細分類に例示されている職業名は、3つに大別できます。

- ①細分類項目名の一般的な呼称・別称
- ②細分類項目に含まれる職務のうち、一部の職務の名称
- ③小分類項目名の別称、あるいは同一小分類のもとに設定されている細分類のうち複数の細分類に係る職務名

例示職業名は細分類項目ごとに五十音順に配列しています。分類番号の4・5桁目が「XX」の記号で表される職業名（上記③）は、当該小分類のものの先頭の細分類（○○○-01）の前に配置しています。

なお、×印の記号が付いている職業名は当該項目に分類してはならないものであり、[]内の分類番号はその職業の本来の所属を示しています。×例示職業名は分類番号順に配列しています。

職業名索引の使い方

(1) 五十音別索引

五十音別索引には、例示職業名だけでなく細分類項目名（雑分類項目を除く）を掲載しています。両者をあわせた職業名の数は約17,200です。

(2) 分類番号を知りたいとき

求める職業名の職業分類上の位置づけを知りたいとき、あるいは特定の職業に従事する人

の一般的な仕事内容を知りたいときには、五十音別索引を引いてください。索引には、職業名とその分類番号が対になって掲載されているので、当該職業名の職業分類番号が簡単にわかります。次に職業分類表を開いて、その職業分類番号の項目を見れば、大凡の仕事内容を把握することができます。

(3) 分類番号の探し方

求める職業名が五十音別索引に採録されていない場合には、職業分類表を使って分類番号を確定することができます。まず、その職業が大分類の A から K のうち、仕事の類似性を基準にして、どの項目に該当するかを判断し、その大分類項目の先頭のページを開きます。そこには大分類項目の説明と当該大分類に含まれる中分類の一覧が載っています。次に、この一覧の中から仕事の類似性を基準にして該当すると思われる項目を選択し、その中分類項目の先頭のページを開きます。以下、同様にして小分類、細分類を確定します。求める職業は、このようにして確定した細分類に含まれているので、その細分類項目の分類番号が求める分類番号になります。

(4) 他の職業名を知りたいとき

職業分類表の細分類に設定されている各項目について、その一般的な呼称やさまざまな別称を知りたいとき、その項目に含まれる職務範囲を知りたいとき、あるいは特定の職業名がその項目に該当するかどうかを知りたいときには、職業分類表の該当する細分類のページを開けてください。そこに掲載されている例示職業名をみれば、職業名の多様性について理解を深め、その項目に含まれる代表的な職業名を知ることができます。

(5) 利用上の留意点

特定の職業について、その職業分類上の位置づけを調べるときには、五十音別索引だけに依存することはせず、該当する細分類の内容説明や例示職業名を確認し、更に必要な場合には各種の職業情報を参照することも重要です。